

**令和5年度
包括外部監査結果に対する
措置状況報告書**

令和6年8月
青森市

目 次

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況について	…	1
包括外部監査結果に対する措置状況一覧	…	4
令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票		
1 経済部 経済政策課		
（1）申請書類の深度のある確認について	…	5
（2）住民情報の取扱いについて	…	6
（3）ポイントが付与される取引及び決済手段を利用した取引について	…	7
（4）定款に定められていない事業を補助対象事業と認めることについて	…	8
（5）注文者と異なる事業者を補助対象事業者として認めることについて	…	9
（6）クレジットカードを使用した取引の支払日の認識について	…	10
（7）履歴事項全部証明書の有効期間について	…	11
（8）申請書類の確認証跡の保管について	…	12
（9）交付要綱に反する可能性のある補助金交付について	…	13
（10）青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の議事録の保管について	…	14
（11）青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の決算に係る監査報告書について	…	15
（12）一般財団法人青森市物産協会負担金の概算払いについて	…	16
（13）公益社団法人青森県物産振興協会年会費の見直しについて	…	17
（14）負担金の交付先が支出した委託料の妥当性の検証について	…	18
（15）信用保証料補給金の返還に係る規定の明確化について	…	19
（16）東青ビジネスサポート協議会への概算払について	…	20
（17）イベント事業に関する実績報告について	…	21
（18）ライトアップ助成事業の独立した事業の設定について	…	22
（19）助成金の効果測定方法の見直しについて	…	23
（20）補助金事業の目的に応じた補助金の効果指標の設定について	…	24
（21）補助金の申請件数の増加に向けての対策について	…	25
（22）補助金の交付方法についての再考について	…	26
（23）青森市産業振興財団から入手した事業費精算書の誤謬、予算実績差額の調査の十分性について	…	27
（24）青森市産業振興財団の正規の財務諸表等の入手について	…	28
（25）事業費精算書の記入誤りにについて	…	29
（26）誘致企業（市外企業の子会社設立の場合）の要件明確化について	…	30

(27) 青森圏域Uターン求人ナビにおける求人件数・登録企業数の拡大について	...	31
2 経済部 しごと創造課		
(1) 負担金交付先事業の利用者拡大に向けて	...	32
(2) 補助金交付申請時の提出資料について	...	33
3 経済部 観光課		
(1) 補助率の見直しについて	...	34
(2) 補助金の効果測定方法について	...	35
(3) 印紙貼付済みの契約書の保管について	...	36
(4) 負担金の効果測定について	...	37
(5) 令和5年 青森ねぶた祭での暴力行為事件を契機として	...	38
(6) 青森ねぶた祭に対する補助金の見直し増額について	...	39
(7) 委託料積算業務と精算対象項目の見直しについて	...	40
(8) 業務報告及び事業報告項目の明確化について	...	41
(9) 同一会社との消火器購入取引及び消火器取替工事について	...	42
(10) 指定管理者の選定時において提出された決算書に対する対応について	...	43
4 経済部 交流推進課		
(1) 振興会議と促進協議会の両団体の業務の親和性について	...	44
(2) 青森市観光ガイドマップ2022「いい旅あおもり」の購入について	...	45
(3) 委託業者の有効性の評価に関する見える化について	...	46
5 農林水産部 あおもり産品支援課		
(1) 生産者6次産業化支援事業補助金の事業継続性について	...	47
6 農林水産部 農地林務課		
(1) 委託契約書の記載内容の誤りにについて	...	48
7 農林水産部 中央卸売市場管理課		
(1) 一部の業務委託に関する複数年契約の検討について	...	49
8 総務部 総務課		
(1) 「青森市補助金等の交付に関する規則」の規定内容についての見直し	...	50
9 企画部 財政課		
(1) 「補助金等に関するガイドライン」の見直しについて	...	51
(2) 「補助金等チェックシート」の見直しについて	...	52
(3) 補助金等に関する宣誓書・同意書の入手について	...	53
(4) 補助金事業終了後のモニタリングについて（全庁的課題）	...	54

令和5年度包括外部監査結果に対する措置状況について

1 令和5年度包括外部監査の概要 (R6. 3. 22 包括外部監査人から報告)

(1) 監査のテーマ

産業振興と雇用対策における補助金・負担金・委託料等に係る財務事務の執行について

(2) 監査の対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 指摘事項及び意見

事務事業担当部課名		指摘事項	意見	計
1	経済部 経済政策課	7	20	27
2	経済部 しごと創造課	0	2	2
3	経済部 観光課	1	9	10
4	経済部 交流推進課	0	3	3
5	農林水産部 あおもり産品支援課	0	1	1
6	農林水産部 農地林務課	1	0	1
7	農林水産部 中央卸売市場管理課	0	1	1
8	総務部 総務課	1	0	1
9	企画部 財政課	1	3	4
合 計		11	39	50

※「指摘事項」とは、青森市において措置することが必要であると判断されたもの。

※「意見」とは、施策や事業の合理化のために、改善を要望（期待）されたもの。

2 指摘事項への対応

(1) 対応方針区分

区分	対応の内容	
是正	不適切とされた処理について修正するための処置を講じた（講じる）もの	
改善	個別	担当部局の特定の事務・事業に対する指摘に対し、当該部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
	全庁	全庁的な取扱いルール等に対する指摘に対し、関係部局においてより適切な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
改善検討	個別	担当部局の特定の事務・事業に対する指摘に対し、今後改善策を整理するに当たり、当該部局においてその検討を行うもの
	全庁	全庁的な取扱いルール等に対する指摘に対し、今後改善策を整理するに当たり、全庁的にその検討を行うもの
相違	包括外部監査人の認識とは異なり、市では適切な処理であったと認識しているもの	

(2) 対応方針別件数

区分	指摘事項		主な内容
是正	0		—
改善	11	個別	【1 経済部 経済政策課】7件 【3 経済部 観光課】1件 【6 農林水産部 農地林務課】1件
		全庁	【8 総務部 総務課】1件 【9 企画部 財政課】1件
改善検討	0	個別	—
		全庁	—
相違	0		—
合計	11		

3 意見への対応
 (1) 対応方針区分

区分	対応の内容
改善	個別 担当部局の特定の事務・事業に対する意見に対し、当該部局においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
	全庁 全庁的な取扱いルール等に対する意見に対し、関係部局においてより効果的・効率的な事務執行のための改善策が既に整理済み又は今回整理され、当該改善策に基づいて今後の事務を行うもの
改善検討	個別 担当部局の特定の事務・事業に対する意見に対し、今後の事務執行に当たり、当該部局においてその検討を行うもの
	全庁 全庁的な取扱いルール等に対する意見に対し、今後の事務執行に当たり、全庁的にその検討を行うもの
相違	包括外部監査人の意見とは異なり、市では現在の手法が効果的・効率的であると認識しているもの

(2) 対応方針別件数

区分	意見	主な内容
改善	39	個別 36 【1 経済部 経済政策課】 20 件 【2 経済部 しごと創造課】 2 件 【3 経済部 観光課】 9 件 【4 経済部 交流推進課】 3 件 【5 農林水産部 あおもり産品支援課】 1 件 【7 農林水産部 中央卸売市場管理課】 1 件
		全庁 3 【9 企画部 財政課】 3 件
	改善検討	0
相違	0	—
合計	39	

包括外部監査結果に対する措置状況一覧

《テーマ》 産業振興と雇用対策における補助金・負担金・委託料等に係る財務事務の執行について

包括外部監査の結果報告書						措置状況報告書		
指摘事項及び意見の表題		区分	指摘事項	意見	計	記載ページ	対応方針	記載ページ
1 経済部 経済政策課			7	20	27			
1	申請書類の深度のある確認について	A	指摘事項1			103	個別改善	5
2	住民情報の取扱いについて	A	指摘事項2			105	個別改善	6
3	ポイントが付与される取引及び決済手段を利用した取引について	A	指摘事項3			105	個別改善	7
4	定款に定められていない事業を補助対象事業と認めることについて	A	指摘事項4			106	個別改善	8
5	注文者と異なる事業者を補助対象事業者として認めることについて	A	指摘事項5			106	個別改善	9
6	クレジットカードを使用した取引の支払日の認識について	A		意見3		107	個別改善	10
7	履歴事項全部証明書の有効期間について	A		意見4		107	個別改善	11
8	申請書類の確認証跡の保管について	A		意見5		108	個別改善	12
9	交付要綱に反する可能性のある補助金交付について	A	指摘事項6			113	個別改善	13
10	青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の議事録の保管について	A		意見6		121	個別改善	14
11	青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の決算に係る監査報告書について	A		意見7		122	個別改善	15
12	一般財団法人青森市物産協会負担金の概算払いについて	C		意見8		124	個別改善	16
13	公益社団法人青森県物産振興協会年会費の見直しについて	C		意見9		125	個別改善	17
14	負担金の交付先が支出した委託料の妥当性の検証について	B		意見10		127	個別改善	18
15	信用保証料補給金の返還に係る規定の明確化について	A	指摘事項7			132	個別改善	19
16	東青ビジネスサポート協議会への概算払について	C		意見11		136	個別改善	20
17	イベント事業に関する実績報告について	A		意見12		138	個別改善	21
18	ライトアップ助成事業の独立した事業の設定について	B		意見13		139	個別改善	22
19	助成金の効果測定方法の見直しについて	B		意見14		139	個別改善	23
20	補助金事業の目的に応じた補助金の効果指標の設定について	B		意見15		143	個別改善	24
21	補助金の申請件数の増加に向けての対策について	B		意見16		144	個別改善	25
22	補助金の交付方法についての再考について	B		意見17		144	個別改善	26
23	青森市産業振興財団から入手した事業費精算書の誤謬、予算実績差額の調査の十分性について	A		意見18		146	個別改善	27
24	青森市産業振興財団の正規の財務諸表等の入手について	A		意見19		147	個別改善	28
25	事業費精算書の記入誤りについて	A		意見20		150	個別改善	29
26	誘致企業(市外企業の子会社設立の場合)の要件明確化について	A		意見21		150	個別改善	30
27	青森圏域Uターン求人ナビにおける求人件数・登録企業数の拡大について	B		意見22		158	個別改善	31
2 経済部 しごと創造課			0	2	2			
1	負担金交付先事業の利用者拡大に向けて	B		意見1		97	個別改善	32
2	補助金交付申請時の提出資料について	A		意見2		100	個別改善	33
3 経済部 観光課			1	9	10			
1	補助率の見直しについて	A		意見25		177	個別改善	34
2	補助金の効果測定方法について	B		意見26		178	個別改善	35
3	印紙貼付済みの契約書の保管について	A		意見27		182	個別改善	36
4	負担金の効果測定について	B		意見30		192	個別改善	37
5	令和5年 青森ねぶた祭での暴力行為事件を契機として	D		意見31		197	個別改善	38
6	青森ねぶた祭に対する補助金の見直し増額について	B		意見32		197	個別改善	39
7	委託料積算業務と精算対象項目の見直しについて	A		意見33		199	個別改善	40
8	業務報告及び事業報告項目の明確化について	A		意見34		207	個別改善	41
9	同一会社との消火器購入取引及び消火器取替工事について	C		意見35		208	個別改善	42
10	指定管理者の選定時において提出された決算書に対する対応について	A	指摘事項10			208	個別改善	43
4 経済部 交流推進課			0	3	3			
1	振興会議と促進協議会の両団体の業務の親和性について	B		意見28		184	個別改善	44
2	青森市観光ガイドマップ2022「いい旅あおもり」の購入について	B		意見29		188	個別改善	45
3	委託業者の有効性の評価に関する見える化について	D		意見36		211	個別改善	46
5 農林水産部 あおもり産品支援課			0	1	1			
1	生産者6次産業化支援事業補助金の事業継続性について	B		意見23		162	個別改善	47
6 農林水産部 農地林務課			1	0	1			
1	委託契約書の記載内容の誤りについて	A	指摘事項9			169	個別改善	48
7 農林水産部 中央卸売市場管理課			0	1	1			
1	一部の業務委託に関する複数年契約の検討について	C		意見24		175	個別改善	49
8 総務部 総務課			1	0	1			
1	「青森市補助金等の交付に関する規則」の規定内容についての見直し	A	指摘事項11			81	全庁改善	50
9 企画部 財政課			1	3	4			
1	「補助金等に関するガイドライン」の見直しについて	A		意見37		85	全庁改善	51
2	「補助金等チェックシート」の見直しについて	A		意見38		88	全庁改善	52
3	補助金等に関する宣誓書・同意書の入手について	A		意見39		92	全庁改善	53
4	補助金事業終了後のモニタリングについて(全庁的課題)	B	指摘事項8			165	全庁改善	54
合計			11	39	50			

◆対応区分別集計

区分	指摘事項	意見	計
A 法規性について	10	18	28
B 有効性について	1	14	15
C 経済性・効率性について	0	5	5
D 透明性・説明責任について	0	2	2
合計	11	39	50

	指摘事項	意見	計
是正	0	—	0
個別改善	9	36	45
全庁改善	2	3	5
個別改善検討	0	0	0
全庁改善検討	0	0	0
相違	0	0	0
計	11	39	50

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項1
担当課	経済部経済政策課		
項目	合規性について		
	青森市新事業チャレンジ支援事業		
指摘事項	申請書類の深度のある確認について		
掲載ページ	<p>補助金の申請に当たり、申請者が提出を求められる書類の中に事業計画書があり、そこでは、「今後3年間の収支計画」や「収支計画の算出根拠」の記載が求められているが、「収支計画の算出根拠」の記載内容からは、「今後3年間の収支計画」記載の数値を導き出すことが困難と思われる記載が多数見受けられる。</p> <p>市は、申請書類に記載された「今後3年間の収支計画」の妥当性について、「収支計画の算出根拠」記載の内容と整合性が取れるものなのか、深度ある検討を行うべきであった。また、決算書、確定申告書との数値の照合については、正確な確認を行うべきであった。</p>		
103			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>事業計画書に記載された「今後3年間の収支計画」については、「収支計画の算出根拠」への記載内容及び提出書類(決算書、確定申告書)に加え、申請者への聴き取り結果をもとに妥当性があるものと判断していました。</p> <p>また、複数の事業を実施している申請者について、一部、決算書との照合漏れにより、補助対象事業に係る収支のみを記載した事業計画書と決算書や確定申告書の数値が一致しない事案がありました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、同様の補助事業を実施する際には、これまで以上に事業計画書の記載内容や審査方法について十分に留意することとします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項2
担当課	経済部経済政策課		
項目	法規性について		
	青森市新事業チャレンジ支援事業		
	住民情報の取扱いについて		
指摘事項	<p>市が導入している住民情報システムによる住民情報の確認に関して、照会画面のコピーを保存しているものがあつた。これは、申請者補助金の振込先の姓と市に登録されている姓が異なっていたこと(婚姻によるものとのこと)に対するものである。</p> <p>しかし、印刷の操作を実際に行ったのは、新ビジネス支援課の職員ではなく、他課の職員である。新ビジネス支援課では、通常住民情報システムの画面を印刷するような業務がなく印刷権限が付与されていないため、同課においては印刷することはできず、やむを得ず、権限が付与された端末を有する近隣の課の職員に印刷を依頼せざるを得なかったようである。</p> <p>やむを得ないことであつたとしても、印刷の依頼を受けた他課の職員は、一時的ではあるが当該課の本来の業務以外の目的のために端末を操作している。本件の場合、他課の職員に端末操作を依頼せずとも、申請者から姓が違っている理由を文書で入手する、あるいは、当該情報を保有する担当課(市民課)に証明を求めるといった方法が採れたのではないか。</p> <p>補助金交付に関して、姓変更に係る確認といった事案は多くは発生しないであろうし、イレギュラーな事案かもしれないが、住民情報の取扱いは、より敏感に、より慎重に対応する必要がある。住民情報の取扱いについてイレギュラーな事案が生じた場合には、手間はかかってもより慎重な取扱方法を採用すべきである。</p>		
掲載ページ			
	105		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>婚姻により性の変更となつた申請者について、補助金の振込口座の名義が旧姓であつたことから、会計機関から口座名義人が申請者であることの証左を求められましたが、支払日までの期間が短く、新ビジネス支援課内に住民情報システムを印刷できる環境がなかつたことから、他課の職員に依頼し、住民情報システムの照会画面を印刷し、支払い書類に添付していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、同様の補助事業を実施する際には、これまで以上に個人情報の取扱いを含む事務処理手順について十分に留意することとします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項3
担当課	経済部経済政策課		
項目	法規性について		
	青森市新事業チャレンジ支援事業		
	ポイントが付与される取引及び決済手段を利用した取引について		
指摘事項	<p>補助金交付者において、ネット通販会社を利用している場合が見受けられるが、ネット通販会社を利用して物品の購入を行った場合は、購入後、購入者にポイントが付与されることがある。このポイントは、通常1ポイント1円として当該ネット通販会社で利用することができ、あるネット通販会社の場合、100円の購入につき1ポイント、取引状況によってはその数倍、また、特定のセール期間に条件を満たせば10倍以上(40倍を超える場合もある。)となる場合もある。</p> <p>また、家電量販店やホームセンター等ではポイントカードを発行しているが、ポイントカードを利用して物品の購入を行っている場合も多く、ポイントカードを提示して買い物をした場合、現金払いでもクレジットカード払いでもポイントが付与される場合があり、この場合も通常1ポイント1円で後日の買い物で利用することができる。</p> <p>決済手段としてクレジットカードを使用している場合も多く、その場合も多くはポイントが付与される。当該ポイントは、後日クレジットカードの使用代金を支払う時に代金から控除することができるものや、物品と交換できるものがある。また、電子マネーを利用している場合もあるが、この場合もポイントが付与される場合がある。</p> <p>なお、ネット通販を利用した場合や、家電量販店等でポイントカードを提示して買い物をを行った場合は、これらのポイントに加えて決済手段によるポイントも付与されるということになる。</p> <p>これらのことは、補助対象事業において、ポイントが付与される取引や決済手段を利用した場合、後日、実質的に当該ポイントは補助対象事業以外に使用されるということである。補助金は公金であり、補助対象となる事業の実施に公益上の必要を認めて、特定の者に対し公金を支出(贈与)する性質のものであるから、補助金は補助対象事業にのみ使用されるべきである。</p> <p>市は、補助対象経費の支出に当たり当該ポイントが利用された場合には、ポイント控除後の金額を補助対象としているが、付与されるポイントについても控除すべきである。</p>		
掲載ページ	105		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業は、国の事業再構築補助金を参考にしたものであり、国では補助金を使用する際に付与されるポイントは、補助対象経費から控除していなかったことから、本市においても国と同様の制度設計としていました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、同様の補助事業を実施する際には、国や県の制度も参考としながら、補助金を使用する際に付与されるポイントの取扱いについての検討を行うこととします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項4
担当課	経済部経済政策課		
項目	合規性について		
	青森市新事業チャレンジ支援事業		
	定款に定められていない事業を補助対象事業と認めることについて		
指摘事項	<p>法人が提出した補助金交付申請において、履歴事項全部証明書の中に記載されている目的に記載のない事業について、新規事業として申請されたものがあつた。</p> <p>法人については、基本的に定款に記載された目的の範囲内で事業を実施するのであるから、定款の提出を求め、目的を確認する必要がある。</p> <p>これに対し市は、事業の実施を確認するに当たり、定款変更や変更後の履歴事項全部証明書の提出まで求めていなかったが、事業の実施は写真、請求書等で十分に確認できているとする。</p> <p>しかし、新規事業が定款に記載されていない場合、市は、目的の範囲外の事業に対し補助金を交付したことになる。申請時に補助対象事業が会社の目的に含まれる事業かを確認し、含まれない場合は定款の変更を指導し、再度定款や履歴事項全部証明書を入手した上で変更されているか確認する必要があるがあつた。</p>		
掲載ページ	106		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>登記事項の変更に当たっては、株主総会等における議決が必要となることから、実績報告書の提出期限までに目的を変更した履歴事項全部証明書の提出は求めておらず、本件は履歴事項全部証明書の目的に記載のない新規事業でしたが、事業の実施が確認できる写真や請求書等で十分に確認できるものと判断していました。</p>		
今後の改善予定等			
今後、同様の補助事業を実施する際には、定款や登記変更の必要性について注意喚起を促すこととします。			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項5
担当課	経済部経済政策課		
項目	法規性について		
	青森市新事業チャレンジ支援事業		
	注文者と異なる事業者を補助対象事業者として認めることについて		
指摘事項	<p>補助金交付において、補助事業者(個人事業主)から補助対象経費について、クレジット払いの領収書の注文者が他者(同姓の者であるが、別住所)であるものが含まれているものがあった。</p> <p>これに対し市は、領収書の宛名及び届け先が補助事業者であり、写真によって当該購入物品が事業の用に供されていることを確認できているため補助対象としたとする。</p> <p>ここで、ネット通販会社から物品を購入する場合、通常、氏名、住所や決済方法(クレジットカード情報)等を事前に登録し、クレジットカードは本人名義のものが求められる。即ち、注文者と支払者は一致することになるから、この取引は補助対象者以外の者が行った取引であると言わざるを得ない。市は、補助対象者以外の者が購入した物品の代金を補助対象経費として認めていることになる。また、当該領収書は、注文を行った者がPC等からアウトプットを行うものであり、領収証の宛名はblankで印刷される形式である。領収証の宛名は補助対象者になってはいるが手書きであり、最終的に補助対象者が支払ったものであるか確認できるものではない。</p> <p>市は、補助対象者でない者が注文を行った理由、最終的に支払いを行ったのが補助対象者であることの実状を確認する必要があった。</p>		
掲載ページ	106		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>物品の注文者が補助申請者の親族となっていました。領収書の宛名及び届け先が補助申請者であったこと、実績報告書に添付された写真によって当該購入品が補助対象事業に使用されたことが確認できたことから、補助対象経費として判断していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、同様の補助事業を実施する際には、補助対象事業費の支払者が申請者であることの確認方法についての検討を行うこととします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見3
担当課	経済部経済政策課		
項目	合規性について		
	青森市新事業チャレンジ支援事業		
	クレジットカードを使用した取引の支払日の認識について		
意見	<p>この事業の実施期間は、令和4年4月1日から令和5年1月31日までである。従って、この期間に支払いが行われた経費が補助対象となる。また、支払手段としては、現金、振り込みだけではなく、クレジットカード払いや電子マネーによる支払いも認めている。ここで市は、補助対象経費の支払日について、クレジットカードを使用した場合の支払日をカード利用日としている。</p> <p>クレジットカードの利用が行われた場合、利用店舗はカード会社に利用データを送信し、カード会社はその内容のチェックを行い、その後あらかじめ取り決めた日に店舗に支払いを行うことになる。この段階では、本来カード利用者が支払うべき額をカード会社が立替払いをしている状態である。その後カード会社は、あらかじめ決めている月1回の締日に、利用者がカード払いで利用した金額を集計、利用者に請求し、口座引落しが行われる。即ち、クレジットカード利用日においては、カード利用者は支払いを行っておらず、店舗も入金未了の状況である。カード会社から店舗に代金が支払われた場合でも、利用者は支払いを行っていない状態であり、カード会社において利用者が払うべき額を立替払いしている状況にある。使用者の口座引落しが行われて初めて、支払いが行われたことになる。俗に「クレジットカード払い」という言葉が使われるが、これは、カード利用者の資金移動を意味するものではない。</p> <p>補助対象経費の支払いは、現金払いもしくは口座振込が原則である。この支払いは、資金の移動を伴うものであるから、「クレジットカード払い」とは区別する必要がある。「クレジットカード払い」における資金移動は、利用者の口座から資金の引落しが行われた時である。また、カード利用者は、利用日から口座引落日まで資金の支払を猶予されるわけであるから、クレジットカード使用において支払日をカード使用日とすることは、現金支払いを行っている補助対象者との間で資金繰りに差を持たせることになり、公平性を欠くことになる。</p> <p>市は、補助対象経費の支払日について、クレジットカードを利用した場合は、利用者の口座引落日を基準とするようにすべきである。</p>		
掲載ページ			
	107		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業は、国の事業再構築補助金を参考にしたものであり、国ではクレジットカードによる支払は禁止されていなかったことから、本市においても国と同様の制度設計としていました。</p> <p>また、クレジットカードでの支払を証明する書類については、クレジット会社の請求書等ではなく、購入店舗から発行された請求書等とし、クレジットカードの使用日を支払日としていました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、同様の補助事業を実施する際には、クレジットカードを使用した場合における補助対象経費の支払日についての検討を行うこととします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見4
担当課	経済部経済政策課		
項目	合規性について		
	青森市新事業チャレンジ支援事業		
	履歴事項全部証明書の有効期間について		
意見	<p>市は、補助金交付申請書の添付資料として履歴事項全部証明書の添付を求めているが、その発行日については特に定めていない。このため、申請日から3か月以前のものも多くみられ、中には補助金交付申請日が2022年（令和4年）6月であるのに対し、証明書の日付が令和2年4月と2年以上前の場合もある。補助金の申請に当たっては、基本的に申請時における状況が分かる資料の提出を求めるべきである。</p> <p>市は、補助金申請時の履歴事項全部証明書の有効期限を定め、可能な限り直近の状況を把握するようにすべきである。</p>		
掲載ページ			
	107		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>履歴事項全部証明書の有効期間については、特に定めを設けていませんでしたが、一般的には3か月以内の証明を求められることが多いことから、3か月以上経過している履歴事項全部証明書の提出があった際には、口頭で記載内容に変更がない旨を確認していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、同様の補助事業を実施する際には、履歴事項全部証明書の有効期間についての検討を行うこととします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見5
担当課	経済部経済政策課		
項目	合規性について		
	青森市新事業チャレンジ支援事業		
	申請書類の確認証跡の保管について		
意見	<p>市は令和4年青森市新事業チャレンジ支援補助金交付申請書において、申請者に対し以下の同意を求めている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【5 同意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納期限が到来した市税に未納はありません。また、市が保有する公簿によってこの事実を確認することに同意します。 ・交付決定となった場合において、市が補助対象者名、補助事業者名、事業概要及び補助金の額等について公表することについて同意します。 ・(個人事業主又は新規創業者の場合)市内に住所があります。また、市が保有する公簿によってこの事実を確認することに同意します。 </div> <p>市は、上記同意を得ることによって、申請時には新事業チャレンジ交付要綱第7条に定める「市税に係る完納証明書」及び「住民票の写し」を多くの申請者から入手せず、住民情報システムのモニター画面にて確認を行うことで、手続の効率化を図っている。なお、これらの書類を入手していない場合において当該確認を行う場合には、市は、「令和4年度青森市新事業チャレンジ支援補助金 補助金支払チェックリスト」を使用し、実施した確認項目及び確認を行った担当者が分かるような記録を行っているが、行政文書として保管していない。当該チェックリストは、交付要綱に定める「本市に住所を有する者」及び「納期限が到来している市税に未納がない者であること」という補助対象者の要件を満たす者なのかについて、市が確認を行ったことを証する書類であり、行政文書として保管しておく必要がある。</p>		
	掲載ページ	108	
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該チェックリストは、支払手続に不要な書類として、支出負担行為関係綴ではなく、別に管理する綴りに保管していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>当該チェックリストを、支出負担行為関係綴内の各事業者の文書にそれぞれ綴り、保管することとしました。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項6
担当課	経済部経済政策課		
項目	法規性について		
	事業継続支援緊急対策事業(家賃支援)		
	交付要綱に反する可能性のある補助金交付について		
指摘事項	<p>A社は賃借物件にて小売業を営んでいるとして令和2年度と令和3年度に補助金交付を受けており、令和4年度においては既存の小売業に加え、賃借物件にて飲食サービス業を営んでいるとして補助金交付を受けている。</p> <p>確かに、一連の資料を閲覧する限りにおいて申請書類等は整っており、交付要綱に整合しているようにも見える。しかし、申請内容を監査したところ、補助額の基礎となるA社と代表取締役a氏の不動産賃貸借契約の合理性があるとは認め難い変更の存在や、そもそも店舗の営業実態が存在の有無について疑われる状況も見受けられた。当事案は、A社に詳細ヒアリング等をしない限り結論は出せないが、交付要綱の『店舗等を賃借し当該店舗等において小売業・飲食サービス業を営む事業者』という要件を充足しない可能性がある。交付のスピード感を重視することは市の方向性として正しいが、当事案のように申請書類に明らかな疑義が生じている場合は、市は事後を含めヒアリング等の実態調査を徹底的に行わなくてはならない。また、不正受給や目的に反する交付を抑制するために、補助金申請者から申請時に誓約書を入手する運用、法人とその代表者間の賃貸借契約は補助対象外とする運用等が必要である。</p>		
掲載ページ	113		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業では、法人とその代表者間の不動産賃貸借契約を補助対象外としておらず、小売業分と飲食サービス業分の賃貸借契約がそれぞれ締結されていることや店舗の外観や内観の写真、青森市保健所が現地確認の上許可した食品衛生法に基づく営業許可書の内容等を確認し、補助金を交付していました。</p>		
今後の改善予定等			
今後、同様の補助事業を実施する際には、対象要件やその確認方法についての検討を行うこととします。			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見6
担当課	経済部経済政策課		
項目	合規性について		
	青森市プレミアム付商品券事業		
	青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の議事録の保管について		
意見	<p>青森市プレミアム付商品券事業実行委員会(以下、本意見では、「実行委員会」という。)は、当初予算に基づく青森市プレミアム付商品券事業会議と補正予算に基づく青森市プレミアム付商品券事業会議が開催されている。実行委員会会議資料一式及び議事録については、青森商工会議所で作成・保管しているとのことであったが、実行委員会と青森商工会議所は組織の一体性はなく、少なくとも実行委員会、実行委員長、委員の位置づけの中で、実行委員長＝青森商工会議所という意識が強すぎて、議事録が必要なときには、青森商工会議所に連絡して議事録のコピーを入手すれば事足りるという印象がある。議事録の控は、実行委員会の委員を構成する市においても保管しておく必要がある。</p>		
掲載ページ			
	121		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業は、青森商工会議所が事務局を務める「青森市プレミアム付商品券事業実行委員会」を設立し実施しており、議事録は実行委員会事務局でのみ保管していました。</p>		
	今後の改善予定等		
	<p>実行委員会事務局が作成した議事録の提出を求め、市でも保管しました。</p>		

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見7
担当課	経済部経済政策課		
項目	合規性について		
	青森市プレミアム付商品券事業		
	青森市プレミアム付商品券事業実行委員会の決算に係る監査報告書について		
意見	<p>青森市プレミアム付商品券事業実行委員会(以下、本意見では、「実行委員会」という。)の規約第6条3項(当初予算並びに補正予算に基づく青森市プレミアム付商品券事業に係る規約とも同様である)において、「監事は、実行委員会の会計を監査する。」と規定されている。</p> <p>令和4年11月9日と令和5年3月23日の監査報告書をみると、以下の諸点について問題がある。</p> <p>① 報告先の宛名が記載されていない。</p> <p>② 監査の対象期間が不記載である。</p> <p>③ 監事の役職は、それぞれ所属先の役職が記載されているが、実行委員会代表幹事、実行委員会監事の役職で記載すべきである。</p>		
掲載ページ			
	122		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業は、「青森市プレミアム付商品券事業実行委員会」を設立し実施しており、監査は実行委員会監事が実施していましたが、監査報告書には報告先の宛名や監査の対象期間の記載はなく、監事の役職は所属先の役職を記載していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、同様の事業を実行委員会形式で実施する際には、監査報告書に報告先の宛名、監査対象期間、監事の役職名を記載することとします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見8
担当課	経済部経済政策課		
項目	経済性・効率性について		
	物産振興事業(連携)		
	一般財団法人青森市物産協会負担金の概算払いについて		
意見	<p>市は、市物産協会に対する負担金(3,864千円)について、令和4年7月に概算払(3,864千円)を行っている。概算払の理由書によれば、市が概算払を行った理由は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>一般社団法人青森市物産協会は青森市の農林水産物及びこれらを素材にした加工品等を市内外に普及するため、起業から販路拡大までの総合的な支援を行い、もって地場産業の健全な発展に寄与することを目的として設置されており、青森市と連携・協力しながら、社会・経済環境の変化に適切に対応し、市製品の販売促進を通じた地域経済の活性化ならびに地域人材の雇用増進に寄与していくこととしている。</p> <p>同法人が実施する当該負担金の対象となる事業は、年間を通じ、市製品の物産展の開催や県内外の各種イベント等における市製品の販売・宣伝・紹介等を行うもので、その財源のほとんどが当市の負担金収入で賄われていることから、円滑な事業運営を担保するためには、前もって負担金を交付する必要がある。</p> <p>このため、地方自治法施行令第162条第3号の規定を適用し、本負担金を概算払いにより交付するものである。</p> </div> <p>市物産協会の令和4年度の正味財産増減計算書内訳表を見れば、確かに、公益事業に係る経費(事業費4,012千円、管理費23,548千円計27,561千円 ※いずれも税抜金額である。)のうち事業費については当該負担金が充てられている(負担金3,864千円は消費税を含んだ金額である。)</p> <p>しかし、市物産協会の同年度における収益事業を含む経常収益合計は226,358千円(税抜)、経常費用合計は219,075千円(税抜)であり、公益事業を大きく上回る資金を取り扱っている。また、同年度末の現金預金も64,282千円を保有している。即ち、市物産協会の財政状態を鑑みれば、年度の比較的早い時期に当該負担金の概算払を行わなければ、公益事業の円滑な事業運営が困難な状態にあるとは思われない。</p> <p>市は、概算払の方法を取りやめるか、概算払を行う時期を変更するという対応をすべきものと思われる。</p>		
	掲載ページ	124	
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業は、業務開始時点から消耗品費や交通費等が必要であり、円滑な事業運営を担保するため、負担金を概算払により支出しています。</p>		
	今後の改善予定等		
	<p>当該事業の実施に当たっては、市物産協会の確実な業務の履行を確保し、円滑な事業運営を担保するため、引き続き、市物産協会と連携し、適正な予算執行を行うこととします。</p>		

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見9
担当課	経済部経済政策課		
項目	経済性・効率性について		
	物産振興事業(連携)		
	公益社団法人青森県物産振興協会年会費の見直しについて		
意見	<p>市は、県物産振興協会に対して年会費100千円を負担している。ここで、県物産振興協会の会費については、県物産振興協会の会員規程において、地方自治体としての市の場合は70千円以上(年額で1口10千円とされ、市の場合は7口以上。)と定められている。市が負担する100千円は、この規程に定める70千円以上であり、会員規程を逸脱するものではないが、県内にある弘前市、八戸市はともに70千円であり、両市に比べ30千円高い会費を負担している。</p> <p>市の会費が100千円となっているのは、過去において市物産協会の事務局を市職員が担っていたため、市物産協会の県物産振興協会に対する会費を市が負担していた(合計 150千円)が、後に市物産協会が市から独立し会費として50千円を負担することになり、残る100千円を市が負担することになったという経緯があるようである。弘前市、八戸市ともそれぞれの物産協会が負担する会費と合計すると、市の場合と同様の150千円となる。</p> <p>これについて、各市と各物産協会を合わせて負担額を決めることは、過去に協議を行った結果決定したとのことであるが、各市と各物産協会は別組織であり、青森市についてのみ、弘前市、八戸市より多く負担する理由はないものと思われる。また、県物産振興協会の令和4年度の経常収入は454,291千円(うち会費収入 13,990千円)、経常費用は455,398千円であり、年度末の現金預金は157,798千円である。市の会費を弘前市、八戸市同様、規程における下限の金額70千円に引き下げても事業の遂行に支障が出るとは思われない。</p> <p>市は、県物産振興協会に対し、弘前市、八戸市と同じ70千円に会費を減額するよう求めるべきものと思われる。</p>		
掲載ページ			
	125		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該年会費の額は、各市と各市物産協会による負担額の合計が150千円となるよう徴収されており、本市では、これまでの経緯により、市物産協会が50千円、市が100千円の負担割合となっています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>当該年会費の負担割合の妥当性について、他市町村の動向も踏まえ、検討することとします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見10
担当課	経済部経済政策課		
項目	有効性について		
	海外販路開拓支援事業		
	負担金の交付先が支出した委託料の妥当性の検証について		
意見	<p>市は、Umai!! Aomori Food Fair 2022実行委員会に負担金を支出している。当該委員会の主な支出項目は委託料(タイやシンガポールでのコーディネート委託業務)であるが、市の負担金は1,838,000円と総予算の約7割を占めているため、負担金の有効性評価は重要な手続である。市は、当該負担金の効果測定に当たっては事業点検表や補助金チェックシートを用いて事業点検を行っているが、いずれの資料も運営する委託先の支出内訳が把握できず、委託料の金額の妥当性の判断をすることができなかった。</p> <p>負担金の交付先が支出した委託料については、委託料の支出内容を精査し、妥当性を検証しなければならない。何故ならば、当該委託料の適否によって市が支出した負担金の適否にも影響を及ぼす重要な要素を帯びているからである。負担金の目的が達成されているかどうかには注意を払って負担金の交付先の委託料の支出内容について一歩踏み込んで委託料の妥当性を検証する認識を持っていなければ市民の税金を財源とする負担金制度が崩壊していくことになる。</p> <p>委託事業に関しては、委託業務の結果自体の把握のみならず委託先の支出内容も精査し、委託料又は負担金の金額の適正性についても慎重な検討が必要である。</p>		
掲載ページ	127		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>市からUmai!! Aomori Food Fair 2022実行委員会に対して支出していた負担金の金額については、事業計画及び収支予算の内容から適正なものであると判断していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、同様の事業を実施する際には、負担金交付先における支出内容も含め、確認することとします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項7
担当課	経済部経済政策課		
項目	合規性について		
	地場産業振興資金融資事業		
	信用保証料補給金の返還に係る規定の明確化について		
指摘事項	<p>信用保証料は、金融機関の融資実行時に保証の全期間に対応する金額を、融資を受ける事業者が保証協会に支払うものである。この信用保証料は、融資が保証期間内に期限前返済された場合等には、保証期間を再計算し差額は返還される。市は、信用保証料の2分の1について補給金を融資実行時に保証協会に支払っているが、期限前返済が行われた場合等には保証協会から補給金の返還を受けている。</p> <p>補給金の返還に関しては、市と保証協会との間で取り交わされた「信用保証料補給に関する契約書」において、「補給金の交付対象となった保証債務が、最終期限前に完済されたとき及び条件変更がなされたときは、既に交付された補給金のうち返戻分が発生するものについて、市に報告するとともに、これを返還するものとする。」と定めている。しかし、補給金の返還に関して明確に定めた規定は作成されておらず、制度要綱においても当該定めはない。</p> <p>これに対して市は、制度要綱第10条に基づき協議した結果、契約書に明文化しているとするが、協議の結果を契約書に反映するのみで、協議の経緯等の記録は残されていない。</p> <p>融資制度要綱第10条に基づくものであれば、保証協会と協議を行い、その内容、承認の過程が分る記録を残しておくべきである。</p> <p>なお、第10条は本来、当初予想していない事項が発生した場合において発動すべきものであろう。融資においては、期限前返済は通常発生することが想定されるものであって、その場合の対応は融資制度要綱に定めておくべきである。</p>		
掲載ページ			
	132		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>信用保証料補給金の返還については、制度要綱第10条に基づく協議結果として、信用保証協会との信用保証料補給に関する契約書第5条において明文化することにより運用していました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和6年度青森市地場産業振興資金保証融資制度要綱の第9条に、「信用保証協会は、保証債務に関し、保証期間内の繰上げ完済又は償還条件の変更に伴い、既に補給された補給金に返戻が発生したときは、市長に報告するとともに、これを返還するものとする」という旨の条文を追加しました。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見11
担当課	経済部経済政策課		
項目	経済性・効率性について		
	首都圏ビジネス交流拠点運営事業(連携)		
	東青ビジネスサポート協議会への概算払について		
意見	<p>市は、サポート協議会に対する負担金(17,974千円)について、令和4年4月に概算払(21,055千円)を行っている。市が概算払を行った理由は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>東青ビジネスサポート協議会は、創意に満ちた新たな事業活動及び販路拡大等に取り組む中小事業者等が相互に連携し、それぞれが有する施設・設備、技術・技能等の情報を交換し、それらを有効に活用すること等により、中小事業者等の新商品・新技術・新役務の開発及び販路拡大等が図られ、もって東青地域経済の活性化に貢献することを目的とした団体である。</p> <p>同会は、東青地域5市町村の負担金収入により、年間を通じた事業者支援を実施しており、円滑な事業運営を担保するためには、前もって負担金を交付する必要がある。</p> <p>このため、地方自治法施行令第162条第3号の規定を適用し、本負担金を概算払いにより交付するものである。</p> </div> <p>サポート協議会が行う当該事業に係る経費は、拠点管理運営費(17,404千円 令和4年度予算(以下同じ))及び拠点PR・販促ネットワーク構築経費(5,333千円)である。このうち最も大きな経費は、拠点管理運営費として計上される「AoMoLink～赤坂～」の運営委託料(15,620千円)であり、そのほか拠点管理運営費としてコピー代、水道光熱費、通信費等、拠点PR・販促ネットワーク構築経費として東京ビジネスセンター活動資金や職員旅費等が計上されている。</p> <p>サポート協議会は一般社団法人青森市物産協会に「AoMoLink～赤坂～」の運営を委託しており、委託料は、4月に50%、8月と10月にそれぞれ25%の支払いが行われる。また、他の経費は年を通じて発生するものと思われる。従って、市では年度当初にサポート協議会に負担金全額の概算払を行わなくても、例えば、サポート協議会が委託料を支払う時期に合わせて、委託料支払額の比で負担金の概算払を行っても、「AoMoLink～赤坂～」の運営に支障はないものと思われる。年度当初の一括概算払の方法は見直す必要があるものと思われる。</p>		
	掲載ページ	136	
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業は、年間を通じ消耗品費や運営委託料等が必要であり、円滑な事業運営を担保するため、負担金を年度当初の一括概算払により支出しています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>当該負担金の支払方法については、庁内関係部局と連携を図るとともに、支払先と協議の上、適正に執行していきます。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見12
担当課	経済部経済政策課		
項目	合規性について		
	商店街活動支援事業		
	イベント事業に関する実績報告について		
意見	<p>令和4年度青森市商店街活動支援事業助成金交付要綱の第12条において、助成対象者に対して実績報告を求めている。イベント事業の実績報告を見てみると、以下の諸点が検出された。</p> <p>① 助成対象経費のうち報償費については、商店街の構成員に支給するものを除くと記載がある。7月27日開催の浪館通り商店会：浪館通り商店会夏祭りの受領書の記載をみると、摘要に「私は商店街の組合員ではありません。」の記載がない。受領者の関係を明らかにするために記載が必要である。また、10月29日開催のやなぎまち秋祭りの領収証の記載も同様である。</p> <p>② 令和4年度青森市商店街活動支援事業助成金交付要綱の第3条において、「商店街が新型コロナウイルス感染症感染防止対策を十分に講じ地域団体と連携して実施するイベント事業・・・」と記載していることから、第12条の実績報告では具体的な報告資料名の記載はないもの、実際の報告では「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」を提出している。しかしながら、各商店街等の報告形式は同一ではなく、バラツキがある。予め標準的な報告書を提示して報告させた方がよい。つまり、回答の様式を標準化して実質的な感染症予防対策が取られたかを容易に確認するために必要であった。</p>		
掲載ページ			
	138		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>報償費を受領した者が商店街の構成員かどうかについては、商店街の代表者等に口頭で確認していました。また、「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」は、任意の様式で提出させていました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和5年度の当該事業の実績報告から、報償費を支払った者が商店街の構成員でない旨の証明書を商店街から提出させるとともに、5類感染症移行前に実施されたイベントを対象に、「新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」の統一様式を作成しました。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

No	意見13
----	------

担当課	経済部経済政策課																																					
項目	有効性について																																					
	商店街活動支援事業																																					
	ライトアップ助成事業の独立した事業の設定について																																					
意見	<p>助成の効果測定について、市では事業点検表において以下のように本事業の評価を行っている。</p> <p style="text-align: center;">【助成の効果測定に関する事業点検表】 (単位:件数)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">基準値</th> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 15%;">令和元年度</th> <th style="width: 15%;">令和2年度</th> <th style="width: 15%;">令和3年度</th> <th style="width: 15%;">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">34 <small>(平成30年度)</small></td> <td>目標値</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>33</td> <td>20</td> <td>16</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">実績値の内訳</td> <td>イベント助成</td> <td>21</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>ライトアップ助成</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>イメージアップ助成</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所:事業点検表を編集)</p> <p>令和2年度、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実績値が目標値よりも下回っているが、令和4年度においては回復基調にある。</p> <p>市の評価方法は、助成対象事業の実績件数の合計件数で評価している。</p> <p>助成対象事業の内訳を見ても、ライトアップ助成は商店街及び協同組合が明るくにぎわいのある街づくりのためという視点では産業振興に結び付くが、ライトアップがどれほど産業振興に寄与するのかを検証するバックデータは見当たらない。むしろ、防犯対策への寄与の可能性も見込まれる。実績値も10件と一定でイベント助成やイメージアップ助成と比較すると産業振興との直接的な関係が乏しく、実績値(実績合計件数)の変動を抑制し、実態を捉え難くしている。</p> <p>監査人の提案は、ライトアップ助成事業を独立した事業として設定し、本事業ではイベント助成とイメージアップ助成の2つとして事業化させることが事業の内容としても明確であり、事業点検の評価においても問題とならないので推奨したい。</p>					基準値	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	34 <small>(平成30年度)</small>	目標値	35	35	35	35	実績値	33	20	16	20	実績値の内訳	イベント助成	21	5	3	8	ライトアップ助成	10	10	10	10	イメージアップ助成	2	5	3	2
	基準値	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																
34 <small>(平成30年度)</small>	目標値	35	35	35	35																																	
	実績値	33	20	16	20																																	
実績値の内訳	イベント助成	21	5	3	8																																	
	ライトアップ助成	10	10	10	10																																	
	イメージアップ助成	2	5	3	2																																	
掲載ページ	139																																					
対応	対応方針	個別改善 【改善済】																																				
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>ライトアップ助成事業は、地域のにぎわいの創出と魅力の向上を図るために、商店街に対して助成金を交付しているものです。</p>																																					
	<p>今後の改善予定等</p> <p>当該事業の実施に当たっては、事業内容の明確化についての検討を行うこととします。</p>																																					

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見14
担当課	経済部経済政策課		
項目	有効性について		
	商店街活動支援事業		
	助成金の効果測定方法の見直しについて		
意見	<p>助成金の効果測定方法は、助成対象事業の実績件数の合計件数で評価している。 しかしながら、明確に効果があったかどうかを判別する方法は、イベント事業であれば、イベントの売上高、集客人数等のイベント事業と比例的な関係のある指標を設定して、その実績を把握することによって、市で助成した経費によってイベント事業が効果的に実施されているかどうかを検証できるものであり、イメージアップ事業であれば、イメージアップ事業の結果、売上高、集客人数等の指標がどのように推移したかを検証しなければ本当の助成の効果がわからないのではなからうか。 イベント事業、イメージアップ事業とも助成対象経費を支弁することで事業が完結されているが、重要なことは、商店街の経営者が事業意欲を持ち、しなやかに柔軟な発想のもとに助成事業をうまく活用して経営することが主眼であるので、この精神を商店街のメンバーに浸透させるような制度設計が期待される場所である。</p>		
掲載ページ			
	139		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業の効果測定の指標である「助成対象事業の実績件数の合計件数」が、市総合計画における当該事業を含む施策の指標である「市の支援制度を活用して、商店街で新規に開業した件数」に資するとの考えのもと、指標として設定していたものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>当該事業の効果測定の指標について、引き続き検討を行うこととします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見15																		
担当課	経済部経済政策課																				
項目	有効性について																				
	空き店舗リノベーション支援事業																				
	補助金事業の目的に応じた補助金の効果指標の設定について																				
意見	<p>補助金の効果測定について、市では事業点検表において以下のように本事業の評価を行っている。</p> <p>【補助金の効果測定に関する事業点検表】 (単位:件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準値</th> <th>年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td>目標値</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出所:事業点検表を編集)</p> <p>市の評価方法は、補助金対象事業の実績件数の合計件数で評価している。 補助金の効果測定方法として、果たして補助金対象事業の実績件数の指標が適切であろうか。本事業は補助金を支弁することによって最終的には産業振興に貢献することから考えると、産業振興に貢献する指標を設定して、効果測定することが要求されているのではなかろうか。 意味のある効果測定が可能な指標の設定が事業自体の目的と密接に関連していれば、事業運営に大いに役立つことが期待されるところである。 短期的には、空き店舗がふさがって出店又は事業が開設できても、短期間の中で事業閉鎖になつては補助金事業の本来的に目指す事業の意図が達成できないことになる。このような視点に立って補助金の効果測定をするには、出店又は事業開設後の一定期間において事業が継続されていることを確認することでより効果的に補助金が支弁されたことが立証されるものとする。 また、長期的には効果測定の指標を考えてみると、集客人数、売上高等の指標が思いつく。出店又は事業が開設後の一定期間において集客人数の推移や売上高の推移をモニタリングしていくことで経験値の蓄積となり、これからの産業振興における補助金を利用した事業の設定に活用することができるものとする。</p>				基準値	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	4	目標値	3	3	3	3	実績値	4	4	2	9
	基準値	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度															
4	目標値	3	3	3	3																
	実績値	4	4	2	9																
掲載ページ	143																				
対応	対応方針	個別改善		【改善済】																	
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>当該事業の効果測定の指標である「空き店舗補助の支援件数」が、市総合計画における当該事業を含む施策の指標である「市の支援制度を活用して、商店街で新規に開業した件数」に資するとの考えのもと、指標として設定していたものです。</p> <p>今後の改善予定等</p> <p>当該事業の効果測定の指標について、引き続き検討を行うこととします。</p>																				

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見16
担当課	経済部経済政策課		
項目	有効性について		
	空き店舗リノベーション支援事業		
	補助金の申請件数の増加に向けての対策について		
意見	<p>令和4年度の申請件数は、回復基調の段階に突入したものの9件と少ない。市は、「広報あおもり」や市のホームページを通じて本事業の内容を告知しており、また青森商工会議所、AOMORI STARTUP CENTERと連携をしながら、事業を進めていることは理解できる。しかしながら、まだまだ市民の本事業の補助金を受けることを希望している人々に対して十分に情報が伝わっているだろうか。認知ができていない市民も数多くいるはずである。事業意欲があり、状況を打破して進もうとしている者が本事業のような補助金情報を知りえなかったことによって出店や起業の機会が遠のいたり、機会が失したりするならば、改善を講ずる必要があろう。</p> <p>このような状況を考えると、例えば食品関係であれば青森県食品衛生協会、美容師関係であれば青森県美容業生活衛生同業組合、税理士、司法書士とのタイアップ、金融機関との連携など幅広く連携した取り組みを増やしていくことで、第2ステージの補助金事業の拡大につながり、ひいては、市の産業振興に多いに役立つことを期待したい。</p>		
掲載ページ			
	144		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業は、平成24年度から実施されているため、一定程度周知が広がっているものと考え、「広報あおもり」や市ホームページを活用するほか、青森商工会議所やAOMORI STARTUP CENTERとの連携により、特定の業種に偏ることのないよう幅広く制度の周知を行っています。</p>		
	今後の改善予定等		
	<p>青森商工会議所等との更なる連携の強化などを通じて、業種毎の出店状況や商店街の活性化を見据えた関係団体へのより効果的な制度周知に努めてまいります。</p>		

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見17
担当課	経済部経済政策課		
項目	有効性について		
	空き店舗リノベーション支援事業		
	補助金の交付方法についての再考について		
意見	<p>補助金制度により空き店舗を活用して出店又は事務所等の開設を行う中小事業者を支援する本事業の目的については、異論がない。しかしながら、補助金を交付した後に、事業の継続がままならず店舗閉鎖や事業の廃止になってしまった場合は、補助金交付の効果は雲散霧消となり無駄な補助金交付となる。このため、中小事業者から補助金申請を受けた時点の事業計画書の吟味が重要となるが、中小事業者の置かれている環境を分析し、事業計画の適正性を判断するのは至難の業である。そこで、補助金の交付段階で補助金を交付した以降の1～2年間の事業期間での事業実績を補助金申請時の事業計画と比較して、事業計画の目標を達成していれば、翌年度においては15%の補助金、さらに翌々年度において事業計画の目標を達成していれば残りの10%の補助金を交付する方法により、中小事業者に事業を継続させるように誘導していく制度に変更することも一つの選択肢である。</p> <p>現状における本事業の補助金上限額は、50万円、100万円、130万円の金額が設定されており、青森ねぶた祭の負担金と比較すると補助金の大幅な感度をぬぐえない。他の事業との公平性を考慮するとアンバランスと見られる補助率自体の見直しも必要である。</p>		
掲載ページ			
	144		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業は、商店街の空き店舗解消に向けて優先的に取り組むことを目的とした制度であり、本補助金を活用した事業者が、出店後3年を経過する前に店舗閉鎖や事業を廃止した場合には、営業が継続した期間を3年から除いた期間分に相当する補助金の額を返還させることとしています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>当該事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な交付となるよう努めてまいります。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見18
担当課	経済部経済政策課		
項目	合規性について		
	労働者福祉増進事業(補助金)		
	青森市産業振興財団から入手した事業費精算書の誤謬、予算実績差額の調査の十分性について		
意見	<p>事業終了後、市は青森市産業振興財団より青森市商工業振興条例施行規則に定める事業費精算書を入手したが、この事業費精算書の記載が誤っている。</p> <p>事業費精算書における給付事業支出(祝い金・慶弔費等の支出)には5,674,849円との額が記載されているが、正しくは2,457,772円である(差額△3,217,077円)。また、福利厚生事業費支出(健康診断助成等の支出)には917,800円との額が記載されているが、正しくは4,134,877円である(差額+3,217,077円)。</p> <p>当誤謬の監査上の評価としては、補助金交付額への影響はなく、その他の不正等の意図も認められないことから、単純な書類上のケアレスミスと判断される。</p> <p>しかし、市の補助金交付時における審査の実効性には疑問が残る。誤謬訂正前の事業費精算書において、給付事業費支出の予算実績乖離額は+2,374,849円(実績5,674,849円 - 予算3,300,000円)・予算比乖離率は+72%(乖離額2,374,849円/予算3,300,000円)、福利厚生事業費支出の予算実績乖離額は△2,982,200円(実績917,800円 - 予算3,900,000円)・予算比乖離率△76%(乖離額△2,982,200円/予算3,900,000円)と計算され、各事業で多額の予算比乖離が生じている。すなわち、誤謬を含む当事業費精算書を見る限りにおいては、給付事業に予定外の多額の支出を行った一方で、福利厚生事業にて予定していた事業が行われなかったような状況が示唆される。補助事業の確実な実施を審査する市は、その乖離の要因を問い合わせ等の調査は行って然るべきであるし、それにより、誤謬のない事業費精算書を入手できたものとする。</p> <p>今後、通常は想定されない予算実績乖離が生じている場合には、補助先にその乖離要因を欄外に記載させる等の指導をするとともに、実効性のある補助金確定時の検証実施を求める。</p>		
掲載ページ			
	146		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業の完了報告について、助成対象事業者の理事会を経て作成される財務諸表などの資料の提出依頼及び照合や、補助対象外となる経費の予算と実績の乖離要因調査が漏れていました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和5年度の事業の完了報告から、財務諸表などの資料の提出を求め、補助対象外となる経費も含めて、審査を行いました。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見19
担当課	経済部経済政策課		
項目	合規性について		
	労働者福祉増進事業(補助金)		
	青森市産業振興財団の正規の財務諸表等の入手について		
意見	<p>市は、補助対象額の確定審査に当たって、青森市産業振興財団より正規の財務諸表等(監事監査報告含む)を入手し、補助事業の収支状況の検証に役立てることが望ましい。</p> <p>市が補助事業にかかる収支を確認する手段として、事業費精算書を入手しているが、事業費精算書は補助金事業に関する一つの報告資料に過ぎず、青森市産業振興財団内の理事会・評議員会の審査、監事監査を経て作成される財務諸表と比較して信頼性は低位である。また、財務諸表では互助会事業の収支項目が事業費精算書比較で仔細に設定されており、補助事業の実態確認の観点からも有効である。また、正規の財務諸表等を入手することで、誤謬を認知できるとも考えられる。財務諸表入手に際しての市及び青森市産業振興財団の事務の手間もほぼ生じないと予想され、正規の財務諸表等(監事監査報告含む)を入手し、補助対象額の検証に役立てるべきである。</p>		
掲載ページ			
	147		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業の完了報告について、助成対象事業者の理事会を経て作成される財務諸表などの資料の提出は求めています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和5年度の事業の完了報告から、財務諸表などの資料の提出を求めることとしました。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見20
担当課	経済部経済政策課		
項目	法規性について		
	誘致企業等立地支援事業(義務)		
	事業費精算書の記入誤りについて		
意見	<p>補助事業終了後、「青森市商工業振興条例」に基づき、補助対象者から市に事業費精算書(通年におけるオフィス等賃借料支出済額等の集計表)が提出される。今回の監査にて、1件の補助先から提出された事業費精算書において、年間におけるオフィス等賃借料の支出実績額が12,382,488円であるため事業費精算書の支出済額計に同額を記載すべきにも関わらず、半額の6,191,256円と記載されている事案があった。</p> <p>補助対象者にとっては賃料のうち市25%、県25%の計50%が補助金で賄われるため、支出実績額の半額相当を記載してしまったケアレスミスと思料され、市の補助金支出額は適切な額(支出実績額12,382,488円×25%)にて計算・交付されていることから、当該誤謬による影響は極めて僅少である。ただし、明らかな誤謬が事業費精算書に含まれており、市の補助金交付時における審査の実効性には疑問が残る。今後、事業費精算書の検証の強化による誤りのない事業費精算書の入手が望まれる。</p>		
掲載ページ			
	150		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該事業の完了報告に当たって提出された事業費精算書に記入誤りがあり、これを見落としたまま事務手続を行っていました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和5年度の事業の完了報告から、事業費精算書の様式に数式を使用して計算誤りを防ぐとともに、担当者及びチームリーダーによる確認を徹底し、審査を行いました。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見21
担当課	経済部経済政策課		
項目	合規性について		
	誘致企業等立地支援事業(義務)		
	誘致企業(市外企業の子会社設立の場合)の要件明確化について		
意見	<p>補助対象となる誘致企業(市外企業の子会社設立の場合)の要件を明確に定めるべきである。青森市商工業振興条例施行規則において、情報処理・提供サービス関連産業立地促進助成金の対象となる「誘致企業」の要件について以下のように定められている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(青森市商工業振興条例施行規則 抜粋)</p> <p>誘致企業 事業所開設計画書を市に提出し、市長がその計画を認めた企業であり、かつ、次のいずれかに該当する企業をいう。</p> <p>ア 市外に本社を有する企業</p> <p>イ アに規定する企業が市内に設立した企業</p> <p>ウ イに規定する企業が市内に設立した企業</p> </div> <p>問題となるのは、「イ」「ウ」がいう「設立」という文言の解釈である。現状、市外企業が「設立」とする企業に関する詳細な定めやルールはないが、補助目的の達成、公平性・採択の予見可能性の観点から要件を事前に明確化することが必要と考える。</p> <p>この点、設立したと言う以上は、市外企業が当該企業を支配して然るべきであり、会社法が実質支配力を有する他企業を「子会社」と定義していることから、会社法上の子会社に該当する場合に要件を充足すると考えることが一案である。</p> <p>市においては、必ずしも会社法上の定義を準用する必要はなく、検討に応じて会社法上の定義の一部のみ(親会社が単独で議決権の50%超を所有している場合等)を要件とすることも考えられるが、補助目的の達成、公平性・採択の予見可能性の観点から、事前に合理的・具体的な要件を定める必要はある。また、補助金申請の受付時には、要件の充足性を確認するために株主名簿等の関連資料も徴取すべきである。早期の検討、運用開始が望まれる。</p>		
	掲載ページ	150	
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>誘致企業の認定に当たっては、事業所開設計画書の提出を求めています。市外企業が設立した企業がいわゆる子会社に該当するかについては当該計画書に記載された主要株主に関する情報を確認の上で判断しており、青森市商工業振興条例施行規則においては、子会社の要件を明確に定めていません。</p>		
今後の改善予定等			
<p>青森市商工業振興条例は、現在、制度内容に関する点検を進めていることから、見直しが必要となった際には、子会社の要件の明確化も含め、施行規則の改正を検討することとします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見22
担当課	経済部経済政策課		
項目	有効性について		
	あおり新しい働き方支援事業		
	青森圏域Uターン求人ナビにおける求人件数・登録企業数の拡大について		
意見	<p>市が委託(1,364千円)により運営管理しているインターネット上の求人サイトである青森圏域Uターン求人ナビ(以下、「求人ナビ」とする。)において、求人件数・登録企業数の拡大が望まれる。</p> <p>青森県が運営するUターン就職促進を目的とした就職情報サイト「あおりジョブ」と比較すると、求人ナビの新卒向け求人件数82件と、あおりジョブの10件を大きく上回っているものの、一般求人件数は、求人ナビ19件に対しあおりジョブ206件、登録企業数は、求人ナビ136者に対しあおりジョブ380者と、求人ナビがあおりジョブに大きく水をあけられている様子が見られる。</p> <p>求人ナビの新卒向け求人が多い状況について一定の評価はできるものの、実際の新卒向け求職申込み等は、ほぼ存在しないとのことである。これは、新卒求職者が就職情報を収集する際には、各高校・大学の就職課や大手就職情報サイト等を利用することが多いためと意料される。反対に、一般求職者にとっては、学校のバックアップ体制やそもそもの情報が比較的少ないことから、地方自治体が就職支援を行うニーズはより高いと考えられる。求人ナビの一般求人件数・登録企業数が少ない現状は、市内企業が即戦力となる中途採用を企図した際、あおりジョブへ企業登録・求人情報の掲出は行う一方で、求人ナビへの登録・求人情報の掲出は控えている状況が示唆される。</p> <p>求人ナビの効果は、単なる求人情報サイトに留まらず、求職登録者に対して市から直接的にコンタクトすることで、市へのUターン就職を促進することにある。したがって、求人ナビへの求職登録者数を増加させることがUターン就職促進への鍵となる。登録者数増加のためには、登録企業数及び求人件数が可能な限り網羅的(Uターン就職を企図する市内の全ての企業が登録を行い、市内の求人が全て掲載されている状況)である状況が言うまでもなく理想である。</p> <p>今後、市は市内の企業に対して、求人ナビへの登録や、求人情報の掲出をより一層呼びかける必要がある。また、県と連携し登録企業や求人情報を相互に共有するような運営ができるのであれば、市・県・求職者の3者にとって効果的、効率的である。県との情報連携も視野に入れたい。</p>		
掲載ページ	158		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森圏域Uターン求人ナビは、登録企業の開拓に取り組んだものの新規登録が進んでおらず、登録企業に加え、登録求人数も令和2年度からほぼ横ばいとなっています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>当該サイトは、現在、利用促進に向けて全面リニューアルしているところであり、これを契機に、あおりジョブ及びハローワークインターネットサービスに求人情報を掲載している企業等へ、求人情報の登録に向けた呼びかけを強化することとします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見1
担当課	経済部しごと創造課		
項目	有効性について		
	地域企業ビジネス支援拠点運営事業(連携)		
	負担金交付先事業の利用者拡大に向けて		
意見	<p>負担金交付先の東青ビジネスサポート協議会が運営するAOMORI STARTUP CENTERは、起業や創業のみならず経営相談や新事業展開等、ワンストップで相談できる相談窓口となっており、今後も地域経済活性化のために重要な機能を果たすべく、その存在を広く発信していく必要がある。</p> <p>当センターのホームページを閲覧すると、創業者のあおスタ支援事例紹介コーナーを設けているが、紹介件数は1件のみであり、支援事例が少ない印象を受ける。</p> <p>この創業者のあおスタ支援事例紹介は、起業や創業を拡大していくためのツールとして設定されたものであるが、創業件数や相談件数の急激な増加によって、相談対応に多くの時間が割かれることになったため、あおスタ支援事例紹介のための取材対応等が困難になっていることが要因となっている。</p> <p>事例紹介は利用を検討されている者にとって非常に有用な情報であり、また事例件数が多ければ多い程、参考に供することになり、広く発信可能なホームページ等を積極的に活用して利用者数の増加につなげていくことが期待される。</p>		
掲載ページ	このような状況を鑑みて、AOMORI STARTUP CENTERの利用者拡大に向けた受入態勢の整備を期待したい。		
97			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>AOMORI STARTUP CENTERの利用者拡大に向けた情報発信としては、ホームページをはじめFacebook、X(旧ツイッター)、Instagramなど、様々なツールを用いて行っています。また、同センターにおいては、あおスタセミナーやあおスタ起業塾など起業・創業につながる多くのイベントを開催し、その情報をSNSで随時発信すること等により、相談者数は増加傾向にあります。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、関係団体と連携して、支援事例の掲載も含め、AOMORI STARTUP CENTERの利用者拡大に向けた効果的な情報発信に努めます。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見2
担当課	経済部しごと創造課		
項目	合規性について		
	地域貢献人材マッチング支援事業		
	補助金交付申請時の提出資料について		
意見	<p>「令和4年度青森市地域貢献人材活用促進補助金交付要綱」には、交付申請時の提出書類として法人事業概況説明書の写しを求めている。当該資料は税務申告書類の一部を構成する資料であり、入手する目的として、法人の事業実態の有無を確認するための資料と理解されている。</p> <p>サンプリングの結果、2社に関して法人事業概況説明書に電子申告又は税務署での收受の有無が外観的に確認できる証跡がなく、また電子申告受信通知等の資料も見当たらなかった。</p> <p>令和4年度青森市地域貢献人材活用促進補助金交付要綱においては税務署への提出証跡まで求められていないものの、外部証跡がない資料は簡単に偽造又は捏造ができるものであり、事業実態のない法人へ補助金を交付してしまうリスクが少なからず想定される。そのため、電子申告の印字や税務署收受印が押印された資料の入手や、電子申告受信通知の入手等、税務署の收受が客観的に確認できる資料の入手が必要である。つまり、補助金制度が有効に機能するために補助金交付申請時の提出資料について、資料の改ざんや偽造のない真正な書類を受け取るためのチェックポイントをより厳格にする姿勢が弱いと言える。</p>		
掲載ページ			
	100		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>当該提出書類は、税理士が税務申告書類の作成に関与していることなどから、税務署の收受印等がない書類であっても、真正な書類として取り扱いました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>今後、同様の補助事業を実施する際には、提出書類の要件の検討を行うこととします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

No 意見25

担当課	経済部観光課																																																									
項目	法規性について																																																									
	観光・コンベンション実行機関支援事業																																																									
	補助率の見直しについて																																																									
意見	<p>補助率は、「補助対象経費の1/2又は14,352,000円のいずれか低い額」となっていることから以下の表で明らかのように運営管理費人件費については予算額の1/2とすると14,352,000円を超過してしまうので、補助金を14,352,000円とし、人件費は差額として計算して辻褃を合わせている。 補助金の内訳を見ると、69%を占めることから現在の補助率の方法が実態に即した方法か見直しが必要であることを提言したい。</p>																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【補助金算定資料】</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th colspan="2">令和4年度 事業計画書</th> <th colspan="3">令和4年度収支予算書</th> </tr> <tr> <th colspan="2">事業内訳</th> <th>本年度予算額</th> <th>自己負担</th> <th>補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">観光コンベンション誘致事業費</td> <td>観光客誘致事業費</td> <td>3,250</td> <td>1,625</td> <td>1,625</td> </tr> <tr> <td>MICE誘致支援事業費</td> <td>2,990</td> <td>1,495</td> <td>1,495</td> </tr> <tr> <td>情報発信事業費</td> <td>1,610</td> <td>805</td> <td>805</td> </tr> <tr> <td>部会活動事業費</td> <td>70</td> <td>35</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>7,920</td> <td>3,960</td> <td>3,960</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運営管理費</td> <td>人件費(観光振興事業分)</td> <td>22,536</td> <td>12,630</td> <td>9,906</td> </tr> <tr> <td>地代家賃(観光振興事業分)</td> <td>971</td> <td>486</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>23,507</td> <td>13,115</td> <td>10,392</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>31,427</td> <td>17,075</td> <td>14,352</td> </tr> </tbody> </table>			【補助金算定資料】					令和4年度 事業計画書		令和4年度収支予算書			事業内訳		本年度予算額	自己負担	補助金	観光コンベンション誘致事業費	観光客誘致事業費	3,250	1,625	1,625	MICE誘致支援事業費	2,990	1,495	1,495	情報発信事業費	1,610	805	805	部会活動事業費	70	35	35		小計	7,920	3,960	3,960	運営管理費	人件費(観光振興事業分)	22,536	12,630	9,906	地代家賃(観光振興事業分)	971	486	486	小計	23,507	13,115	10,392		合計	31,427	17,075	14,352
	【補助金算定資料】																																																									
	令和4年度 事業計画書		令和4年度収支予算書																																																							
	事業内訳		本年度予算額	自己負担	補助金																																																					
	観光コンベンション誘致事業費	観光客誘致事業費	3,250	1,625	1,625																																																					
		MICE誘致支援事業費	2,990	1,495	1,495																																																					
		情報発信事業費	1,610	805	805																																																					
		部会活動事業費	70	35	35																																																					
		小計	7,920	3,960	3,960																																																					
運営管理費	人件費(観光振興事業分)	22,536	12,630	9,906																																																						
	地代家賃(観光振興事業分)	971	486	486																																																						
	小計	23,507	13,115	10,392																																																						
	合計	31,427	17,075	14,352																																																						
掲載ページ	(出所:青森市観光コンベンション推進事業 補助金交付申請資料)																																																									
177																																																										
対応	対応方針	個別改善	【改善済】																																																							
	指摘事項・意見についての経緯																																																									
	<p>観光及びコンベンション事業は、観光産業のほか、他の産業への経済波及効果、雇用拡大などが期待されるため、観光振興・地域経済の発展に資することを目的に公益社団法人青森観光コンベンション協会が実施する観光客誘致事業やMICE誘致支援事業などに対して補助金を交付しています。 令和4年度は、補助対象経費31,427千円に対して、14,352千円を交付しています。</p>																																																									
今後の改善予定等																																																										
<p>補助金の支出に当たっては、「補助金等に関するガイドライン」に基づき、あらかじめ補助金の交付要綱で補助対象経費の範囲及び額を明確化しているほか、補助対象事業者に対しても、交付額を通知しています。 補助金は、公金の現金給付であることに留意し、事業者に対し、引き続き、協議や助言・指導等を行っていきます。</p>																																																										

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見26											
担当課	経済部観光課													
項目	有効性について													
	観光・コンベンション実行機関支援事業													
	補助金の効果測定方法について													
意見	令和4年度 事業点検表によれば、本事業の評価は以下の表となっている。													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価(注1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民や社会ニーズを的確に反映しているか</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>事業終了した場合の市民生活への影響</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>他の機関等で類似・重複事業はないか</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>前期基本計画の施策に成果が貢献したか</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>投入資源に見合う効果が得られたか</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)5段階評価による。</p> <p>評価としては、高い評価となっている。しかしながら上表の評価は総体的な評価であり、本事業における観光客誘致事業やMICE誘致支援事業などといった個々の事業毎にKPI(重要業績評価指標)を設定して評価しなければ実態を反映した評価にはならない。この結果、補助金が有効に機能して、事業活動に寄与しているかどうかは明確には分からない。</p>			評価項目	評価(注1)	市民や社会ニーズを的確に反映しているか	4	事業終了した場合の市民生活への影響	4	他の機関等で類似・重複事業はないか	5	前期基本計画の施策に成果が貢献したか	4	投入資源に見合う効果が得られたか
評価項目	評価(注1)													
市民や社会ニーズを的確に反映しているか	4													
事業終了した場合の市民生活への影響	4													
他の機関等で類似・重複事業はないか	5													
前期基本計画の施策に成果が貢献したか	4													
投入資源に見合う効果が得られたか	4													
掲載ページ	事業の細目事業毎にKPI(重要業績評価指標)を設定して効果測定を行うことを推奨したい。													
	178													
対応	対応方針	個別改善	【改善済】											
	指摘事項・意見についての経緯													
	<p>観光及びコンベンション事業は、観光産業のほか、他の産業への経済波及効果、雇用拡大などが期待されるため、観光振興・地域経済の発展に資することを目的に公益社団法人青森観光コンベンション協会が実施する観光客誘致事業やMICE誘致支援などに対して補助金を交付しています。</p> <p>補助金の対象は、公益社団法人青森観光コンベンション協会が実施する観光客誘致事業やMICE事業など4つの事業となっており、各事業は相互に関連し、個別で完結しないため、一体で効果を検証しています。</p>													
今後の改善予定等														
<p>補助金の効果検証については、「補助金等に関するガイドライン」に基づき、「補助金等チェックシート」の作成を通して検証しており、補助金は、公金の現金給付であることに留意し、引き続き、適切に対応していきます。</p>														

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見27
担当課	経済部観光課		
項目	合規性について		
	青森ねぶた派遣事業		
	印紙貼付済みの契約書の保管について		
意見	<p>ふるさと祭り東京2023 ねぶた組立・展示等業務委託契約書について、印紙税を貼付した契約書が市の簿冊にファイルされておらず、逆に印紙税を貼付した契約書が契約の相手先に渡されていた。小さなミスかもしれないが、多忙の中でも確認を怠らず間違いのない処理をお願いしたい。</p>		
掲載ページ			
	182		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森ねぶた交流実行委員会で収入印紙を貼付した契約書が相手方に渡され、貼付していない相手方の契約書が実行委員会で保存されていたものです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>相手方に収入印紙が貼付されていないことを連絡し、貼付した契約書を保存しました。今後、契約処理に関して複数の職員でチェックするなど再発防止に努めます。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

			No	意見30					
担当課	経済部観光課								
項目	有効性について								
	冬季観光イベント開催事業								
	負担金の効果測定について								
意見	<p>市は負担金の効果測定について、事業評価として以下の評価項目を設定して総体的評価をしているが、このような測定評価では本事業の負担金の効果について、事業の成果に対応して測定できていない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民や社会ニーズを的確に反映しているか</td> </tr> <tr> <td>事業終了した場合の市民生活への影響</td> </tr> <tr> <td>前期基本計画の施策に成果が貢献したか</td> </tr> <tr> <td>投入資源に見合う効果が得られたか</td> </tr> </tbody> </table> <p>つまり、本事業は①あおもり灯りと紙のページェント、②あおもり雪灯りまつり、③第45回青森冬まつり、④ザ・もつけ祭り&冬花火、⑤あおもり冬のワンダーランドフォトコンテストの事業によって構成されており、各事業をウェイト付けし、それぞれの事業の効果を測定し、最終的な評価をすることで、負担金がどのように事業に役立っているかが見えてくるのであるから、事業と負担金の因果関係が分かるような成果指標を設定して評価することが肝要である。</p>				評価項目	市民や社会ニーズを的確に反映しているか	事業終了した場合の市民生活への影響	前期基本計画の施策に成果が貢献したか	投入資源に見合う効果が得られたか
	評価項目								
市民や社会ニーズを的確に反映しているか									
事業終了した場合の市民生活への影響									
前期基本計画の施策に成果が貢献したか									
投入資源に見合う効果が得られたか									
掲載ページ	192								
対応	対応方針	個別改善	【改善済】						
	指摘事項・意見についての経緯								
	<p>冬季観光を推進するため、官民一体となり冬季観光イベントを実施している、雪だ！灯りだ！芸術だ！あおもり冬のワンダーランド実行委員会に負担金を支出しています。</p> <p>本事業は、意見にある5事業で構成されていますが、各事業は相互に関連し、個別に完結する事業でないことから、一体で効果を検証しているほか、当該実行委員会では、事業効果などについて検証しながら、事業の企画立案を行っています。</p>								
今後の改善予定等									
<p>補助金の効果検証については、「補助金等に関するガイドライン」に基づき、「補助金等チェックシート」の作成を通して検証しており、補助金は、公金の現金給付であることに留意し、引き続き、適切に対応していきます。</p>									

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見31
担当課	経済部観光課		
項目	透明性・説明責任について		
	青森ねぶた祭活性化事業		
	令和5年 青森ねぶた祭での暴力行為事件を契機として		
意見	<p>不幸なことに令和5年の青森ねぶた祭で暴力行為事件が発生し、全国に報道された。青森ねぶた祭実行委員会は、運行団体との直接的な係わりはなく、運行団体との取り決めについては、別に設けられている青森ねぶた運行団体協議会が行っている。この青森ねぶた運行団体協議会会長は、青森ねぶた祭実行委員会の副実行委員長を担っている。</p> <p>暴力行為事件を契機として、青森ねぶた祭実行委員会から青森ねぶた運行団体協議会に対して運行団体及び関係者の法令順守を強く求めるよう申し入れること、また、運行団体と青森ねぶた運行団体協議会との基本合意書や違反があった場合の取扱いが整備されているかどうかを把握しておくことが必要である。ねぶたを愛する青森市民に配慮し、今後さらに青森市のイメージダウンにならないよう、措置を講じる必要がある。</p>		
掲載ページ			
	197		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>令和5年8月6日の青森ねぶた合同運行中に、ねぶた運行団体の一つである公益社団法人青森青年会議所のねぶたにおいて、運行支援スタッフの二人がねぶたの曳手スタッフ数人に対し、うちわ・平手で殴打する行為がありました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>青森ねぶた祭実行委員会において、令和6年1月29日に再発防止に向け、運行団体を対象に危機管理やねぶたの運行技術向上の講習会を実施しました。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見32
担当課	経済部観光課		
項目	有効性について		
	青森ねぶた祭活性化事業		
	青森ねぶた祭に対する補助金の見直し増額について		
意見	<p>青森と言えば「ねぶた」、「ねぶた」と言えば青森というように、青森と「ねぶた」の関係は深く、全国的にも知名度が高い夏祭りである。市民の中に深く浸透している重要な文化であり、ねぶた祭りに多くのエネルギーが投入され、ねぶた祭が終わればもう一年が終了してしまったかのようなインパクトのある存在である。</p> <p>このねぶたの補助金として13,120千円は市が行っている産業振興事業に係る他事業の予算と比較すると必ずしも多くはなく、むしろ低額にも見える。青森市財政の見地から可能な限り予算を押さえて市の財政健全化に向けて対応していることは十分に理解できる。しかしながら、産業振興に係る他の事業との相対的な比較においてアンバランスが生じていないかどうか、全庁的な観点から俯瞰して検討することが重要である。また、ねぶた祭の運行団体や制作者のさらなるモチベーションの向上や活性化を主眼として、新規に「新人賞」や「永年XX年特別賞」等の賞金制度を設けることを「青森ねぶた祭実行委員会」に市から提言することなども将来世代に伝承する文化として、世界的な文化遺産として守り続けるために検討すべき課題であり、さらには財政面ではねぶたを所管する部署として積極的な予算額の見直し提案をしなやかに、粘り強く行う必要がある。</p>		
掲載ページ			
	197		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森ねぶた祭実行委員会に対して、令和4年度の大型・地域・子どもの各ねぶたの運行に対する助成などで13,120千円を交付したところです。</p>		
今後の改善予定等			
<p>青森ねぶた祭は、公益社団法人青森観光コンベンション協会・青森商工会議所・青森市が主催団体となり実施しており、市では、今後のねぶたの隆盛と後継者育成のために不可欠な事業について、主催団体と協議の上、助成しています。</p> <p>市では、このほか、ねぶたの家ワ・ラッセにおける各種事業や首都圏等でのねぶたの派遣などを通して、青森ねぶたのPRや保存伝承活動に取り組んでいます。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見33
担当課	経済部観光課		
項目	合規性について		
	サンセットビーチあさむし管理運営事業 委託料積算業務と精算対象項目の見直しについて		
意見	<p>精算対象項目は、サンセットビーチあさむし管理運営業務委託契約書第5条において光熱水費、燃料費、電話料金の項目に限定されているが、これ以外の項目については渡切で精算不要とする理由が明らかとなっていない。少なくとも海底清掃フェンス設置業務、海岸清掃業務、設備保管理業務に係る経費については、特段の理由がなければ精算事務の対象項目とすることを検討すべきである旨を提案したところ、所管課の反応は、「市の指定管理者制度において主に光熱水費と修繕費を精算対象項目としていることに倣ったものであるため、特段問題ないもの」との認識であった。</p> <p>さらに、これら3つの項目については、積算額(予算額)と実績額との差額が比較的多額に生じており、積算の精度に疑念を持たざるを得ない。</p> <p>市は、積算額の内訳に対応した実績額がどのように発生しているのかを調査しなければならない。何故ならば、当年度の実績額について翌年度における積算額に反映できず、PDCAサイクルが機能しないことになる。</p> <p>市は、「当該業務は、光熱水費等精算対象項目の対象となる一部経費を除き、市で積算した委託料の範囲内において、業務の遂行に必要な経費を受託者の裁量で予算組する内容のもの」と考えており、積算額と実績額との差額を活用し、受託者事務職員の書類作成等人件費1,692千円や雑費789千円に充てているものと認識している。</p> <p>意図の有無に係わらず高めに設定された積算額と実績額との差額について精算しない方式を導入し、積算額と実績額の差額については受託者の自由裁量権を与えて運用させるやり方は、市民の税金を財源とした委託料の支出について市民から諸手を挙げて賛同が得られるであろうか。</p> <p>繰り返しになるが、精算対象外項目を設定していることが結果として無駄な委託料の支出の温床となっていることについて事業全体の透明性を図り、委託事業の制度設定を見直す必要があると考える。</p>		
掲載ページ			
	199		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>本市の指定管理者制度では、主に光熱水費と修繕費を精算対象項目としているため、当該事業においては、「光熱水費」、「燃料費」、「電話料金」を精算対象項目としています。なお、予算要求時には見積等をもって予算計上しています。</p>		
<p>今後の改善予定等</p> <p>当該事業の精算対象項目については、本市の指定管理者制度に倣ったものですが、サンセットビーチあさむしの利用者の安全を確保し、適正な利用促進を図ることにより、浅虫地区の活性化に資するため、引き続き、浅虫温泉観光協会と連携し、適正な予算執行を行うこととします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見34
担当課	経済部観光課		
項目	法規性について		
	港湾文化交流施設活性化事業		
	業務報告及び事業報告項目の明確化について		
意見	<p>「青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書」では、月次報告で出納関係の書類を提出することとされている。</p> <p>月次報告を閲覧したところ、各施設の利用状況、イベントの実施状況、利用者数調べ、月次の収支計算は作成されているが、出納管理状況等を記載した書類の提出がなかった。</p> <p>現金及び預金の管理は会計業務の基本として大変重要なものである。特に当事業においては、両施設の利用料金及びその他業務による収入は指定管理者の収入とするものとされ、本来市に帰属する収入を特別に指定管理者に帰属させている契約内容になっていることから、日常的な現金及び預金の管理状況については、しっかりと報告を受け、内容を確認することが肝要である。</p>		
掲載ページ			
	207		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森市港湾文化交流施設管理運営業務仕様書に、「指定管理者は、毎月、利用状況、施設の異常の有無、実施した行為及び事業等の概要、金銭の出納管理状況等を月次報告書として、市が指定する期日までに提出すること。」とありますが、金銭の出納管理状況の報告については、指定管理者において失念していたほか、市としても提出の指導を怠っていました。</p>		
今後の改善予定等			
令和5年度から、金銭の出納管理状況が把握できるよう、残高試算表や通帳の写しを提出させることとしました。			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

No 意見35

担当課	経済部観光課																												
項目	経済性・効率性について																												
	港湾文化交流施設活性化事業																												
	同一会社との消火器購入取引及び消火器取替工事について																												
意見	<p>年度中、消火器(10型と50型の2種類)の購入及び設置取引が以下のとおり発生している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>請求日</th> <th>科目</th> <th>金額</th> <th>入札の有無</th> <th>入札業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器(10型)の購入</td> <td>2023年1月31日</td> <td>需用費</td> <td>291,720円</td> <td>有</td> <td>15社</td> </tr> <tr> <td>消火器(50型)の購入</td> <td>2023年2月2日</td> <td>需用費</td> <td>85,240円</td> <td>有</td> <td>16社</td> </tr> <tr> <td>消火器取替業務</td> <td>2023年2月27日</td> <td>役務費</td> <td>212,300円</td> <td>無</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>入札はいずれも同一の会社に決定し、取替業務については「八甲田丸及びターミナルビルの消防設備保守点検業務を行っており、新たに購入する消火器についても同社が納入することとなっている。同社が取替工事を行う場合、保守点検作業と合わせ取替を行うことにより経費を削減することが可能となり、他社が請け負う場合よりも経済的に有利となる。」として、消火器を購入した会社と随意契約を行っている。</p> <p>これに対して市は予算要求を「維持修繕料」としてまとめて行ったものの、査定において消火器購入分が「消耗品費」、取替工事分が「手数料」に分割され、さらに消火器の購入取引も納品時期による影響で10型と50型で分割されたものとの回答であった。</p> <p>そもそも物品の購入に伴って取替工事も付随する取引について、市担当者の事務作業の増加が容易に想定されるため分割処理をする必要があったのか、事務効率化の観点から、今後同様の取引が発生した場合に備えて検討が必要と思われる。また、分割はしたものの取替工事は結果的に随意契約となっており、全体を一つの取引として入札を行った方が経済合理性の原理が働いた可能性もあり、入札制度の購入価額の低減の点からも検討が必要と思われる。</p>					区分	請求日	科目	金額	入札の有無	入札業者数	消火器(10型)の購入	2023年1月31日	需用費	291,720円	有	15社	消火器(50型)の購入	2023年2月2日	需用費	85,240円	有	16社	消火器取替業務	2023年2月27日	役務費	212,300円	無	—
	区分	請求日	科目	金額	入札の有無	入札業者数																							
消火器(10型)の購入	2023年1月31日	需用費	291,720円	有	15社																								
消火器(50型)の購入	2023年2月2日	需用費	85,240円	有	16社																								
消火器取替業務	2023年2月27日	役務費	212,300円	無	—																								
掲載ページ	208																												
対応	対応方針	個別改善 【改善済】																											
	指摘事項・意見についての経緯																												
	<p>経緯については、御意見にあったとおり、予算要求時に「維持修繕料」として要求をしましたが、予算査定において、総務省令で示された27節及び青森市財務規則で定める細節の区分のうち、最も適切と考えられる支出科目として、消火器本体の購入費については、1品の予定価格が1万円未満のもので一度の使用によって消費されるものとして「消耗品費」に、消火器の設置や消防への届出等に係る経費については、人的サービスの提供をする費用として「手数料」にそれぞれ分割し計上したものです。</p> <p>また、消火器購入の際には、業者の在庫の有無や納品時期などを確認した上で、型番ごとにそれぞれ入札を行ったものです。</p>																												
今後の改善予定等																													
<p>今後は、事務の効率化を考慮しながら、適正科目での予算要求や発注を行うこととします。</p>																													

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項10
担当課	経済部観光課		
項目	合規性について		
	港湾文化交流施設活性化事業		
	指定管理者の選定時において提出された決算書に対する対応について		
指摘事項	<p>令和2年度における指定管理者選定時の提出書類である平成30年度、令和元年度の事業報告書を閲覧したところ、当時は前回の指定期間中であつたにもかかわらず、指定管理料と両施設の利用料金が明らかに含まれないと推測される決算書が提出されていた。</p> <p>令和4年度の八甲田丸とターミナルビル両施設の利用料金は37,465千円であるが、提出された決算書の売上高は利用料金を大きく下回っている状態である。</p> <p>これに対し市は、「非営利活動の本部会計と営利活動の八甲田丸(指定管理分)会計に区分し明確にしている。指定管理者選定時に提出された収支決算書については、このうち本部会計分のみ」とのことであつた。</p> <p>確かに「港湾文化交流施設の管理業務に関する協定書」において、(経理の明確化)として「第14条 管理業務の実施に当たり、指定管理者が行う他の事業と区分して経理を明確にしておかなければならない。」と定められているものの、これは受託先の他の事業の損益や資金が混在しないよう内部管理で区分することを求めている規定である。</p> <p>市が指定管理者選定時に提出を求めている決算書は、指定管理者候補者の遂行能力等を企業規模の観点から判断する目的があり、法人本部だけの財務数値だけでは足りず、指定管理業務を含めた法人全体の決算書の提出を要求しなければならない。市は、指定管理者を選定するという目的に照らして必要である決算書の要求をしていない。</p> <p>一旦、指定管理者を選定すると基本的に5年間の縛りが生ずることを考えると厳格な財務数値の審査が必要となる場面である。前回は指定管理者に選定されているという事実を過大評価して本来行われるべき審査とかけ離れた、甘い対応ではなかったか。</p> <p>指定管理者の選定に係わる重要な財務資料という認識が薄く、組織的な承認体制についても疑念が見え隠れする。</p> <p>最後に小括すると、市は指定管理者から決算書の提出を要求しているが、提出される様式の内容に問題がないか、提出された際の確認ポイントを明確に文書化し、受入承認の基準を明らかにして置かなければならない。</p>		
掲載ページ			
	208		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>令和2年度の指定管理者選定時において、応募事業者である「特定非営利活動法人あおりみなとクラブ」から、非営利活動の本部会計と営利活動の八甲田丸(指定管理分)会計のうち、本部会計分のみが提出されていました。</p>		
	今後の改善予定等		
	<p>指定管理者候補の施設運営にかかる遂行能力を判断するに当たり、指定管理業務も含めた法人全体の決算状況を確認する必要があることから、今後の指定管理更新時において、応募団体全体の決算書の提出を確実に要求するとともに、厳格な財務数値審査を行います。</p>		

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見28
担当課	経済部交流推進課		
項目	有効性について		
	青森空港振興・国際化事業(負担金)		
	振興会議と促進協議会の両団体の業務の親和性について		
意見	<p>振興会議は、当初「青森空港のハード面の整備拡充により、国際化に対応した青森空港の振興を図る」ことを目的に設立され、現在は国内線の利用促進に関する普及・啓発活動を行っている。促進協議会は、青森空港に乗り入れる「国際定期便の利用促進や、新規国際定期航空路線の開設を目指した活動を展開し、青森空港の国際化を促進する」ことを目的に平成6年に設立されている。</p> <p>いずれも空港利用の促進という点で目的は共通するが、国内と海外に担当が分かれている状況である。しかし、役員である理事は14名が兼務し、運営に係る事務作業は振興会議が市、促進協議会は青森商工会議所が行っている。</p> <p>設立の経緯は異なるものの青森県や空港のプロモーションという点で共通する活動領域は多いと思われ、兼務する理事が両関連団体の活動に時間を割いたり、市と青森商工会議所で事務作業が分かれたりしていることは大変非効率であることが想定される。今後、更なる空港利用の促進を図るためのノウハウを蓄積するためにも、将来的に両関連団体の統合を視野において検討することが必要となる。</p>		
掲載ページ			
	184		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森空港振興会議(会長:青森市長、事務局:青森市)は、「青森空港のハード面の整備拡充により、国際化に対応した青森空港の振興を図る」ことを目的に昭和55年に設立され、青森空港発着の国内線の利用促進などに取り組んでいます。</p> <p>また、青森空港国際化促進協議会(会長:青森県知事、事務局:青森商工会議所)は、青森空港に乗り入れる「国際定期便の利用促進や、新規国際定期航空路線の開設を目指した活動を展開し、青森空港の国際化を促進する」ことを目的に平成6年に設立され、青森空港発着の国際線の利用促進などに取り組んでいます。</p>		
今後の改善予定等			
<p>両団体による国内線あるいは国際線の利用促進に関する活動などの実施に当たり、連携による取組実施の可能性について、県や青森商工会議所等の関係機関・団体と検討を行うこととします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見29
担当課	経済部交流推進課		
項目	有効性について		
	広域観光推進事業		
	青森市観光ガイドマップ2022「いい旅あおもり」の購入について		
意見	<p>市は公益社団法人 青森観光コンベンション協会から「青森市観光ガイドマップ2022「いい旅あおもり」94,900部を2,087千円で購入し、「青森市観光交流情報センター」及び「あおもり観光情報センター」で観光客に無料配布している。決算額では、需用費の細目として消耗品費として処理している。</p> <p>このガイドマップは公益社団法人青森観光コンベンション協会が合計200,000部発行し、市が購入しているもの以外は市内の観光施設に販売・配布しており、同協会のホームページでダウンロードも可能である。同協会の目的は「青森市及びその周辺地域の自然、文化、歴史等の観光資源を活用した観光客及びコンベンションの誘致による観光の振興と青森ねぶた祭等の郷土文化の振興を図ることにより、青森市の地域産業と文化の発展に寄与すること」とされ、県、市と各種政策で一体的に観光分野の各種プロモーションを行う団体である。また、市が購入したガイドマップの無料配布場所である上記の「青森市観光交流情報センター」の指定管理者である。</p> <p>ガイドマップの購入という取引行為だけ見ると何ら問題はないように思える。しかし、発行部数のうち約半数は販売・配布により市内の観光施設等に提供されており、残りの約半数は市が購入し、かつ同協会が指定管理者となっている施設に設置して観光客に無料配布している状況である。</p> <p>青森観光コンベンション協会が絡むことによって複雑なスキームとなっているが、市がこれまで培ってきた誘客プロモーションのノウハウは、これからの市の観光事業を発展させていくためには貴重なスキルが蓄積されていると見ることができる。現時点で欠落していることは、青森観光コンベンション協会との定期的な意見交換によって過去の反省を踏まえた将来構想について共同戦線を張って推進していくことだろう。これがひいては、市の観光事業の推進力になることを期待したい。</p>		
掲載ページ			
	188		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>青森市観光ガイドマップ2022「いい旅あおもり」は市が94,900部を公益社団法人青森観光コンベンション協会から2,087千円で購入し、年間約5万人の観光客が訪れる「青森市観光交流情報センター」及び「あおもり観光情報センター」で配布しているとともに、市が市内外で実施する観光プロモーションの際に配布しています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>公益社団法人青森観光コンベンション協会は、本市と連携し各種誘客推進事業等を行っているほか、「青森市観光交流情報センター」の指定管理者でもあることから、引き続き、意見交換を行いながら青森市の観光プロモーションや、観光情報の提供により、誘客の推進を図ることとします。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見36
担当課	経済部交流推進課		
項目	透明性・説明責任について		
	あおもり観光情報センター管理運営事業		
	委託業者の有効性の評価に関する見える化について		
意見	<p>市はあおもり観光情報センターの管理運営に関する委託の結果について、委託先から提出された事業報告書及び委託業務完了届を基に事業評価を行っている。この決裁手続は、作成された完成検査調書を基に資料回覧により決裁が行われている。</p> <p>委託業務の有効性評価は、委託先より一方的に提出された資料のみで評価を行うことは不十分であるため、市では月に1回程度、口頭により別センターである青森市観光交流情報センターと同様の評価項目によりヒアリングを行い、有効性評価を行っているとのことであった。</p> <p>青森市観光交流情報センターのモニタリング評価の結果資料を確認したところ、評価項目（職員の適正配置や利用者の要望の反映等）は適切であり、本評価資料は委託業務の有効性判断に有用な情報であった。</p> <p>市は委託業務の有効性の評価結果を文書化するとともに、一連の手続を見える化することは行政における説明責任を適切に履行するためにも重要であり、あおもり観光情報センターにおいても適切な文書化と透明性のある委託業者の評価に関する決裁手続を確立することが急務である。</p>		
掲載ページ			
	211		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>指定管理者制度導入施設である青森市観光交流情報センターについては、青森市指定管理者制度導入基本方針に基づき、年2回のモニタリングを実施し、文書化しています。</p> <p>一方、あおもり観光情報センターにおいては、随時、同センターセンター長及びスタッフへ口頭によるヒアリングを実施しています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>モニタリングの実施については、あおもり観光情報センターと青森市観光交流情報センターの業務内容の違いを踏まえた上で、適切に対応してまいります。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見23
担当課	農林水産部あおもり産品支援課		
項目	有効性について		
	特産品開発支援事業		
意見	生産者6次産業化支援事業補助金の事業継続性について		
掲載ページ	<p>本事業の令和3年度の予算額 700千円、決算額 192千円 補助金決定 2件、令和4年度の予算額 250千円、決算額 101千円 補助金決定 2件であり、6次産業化事業に対する補助金としては予算規模も件数も少ない。それは本事業の補助金は青森県関連事業の交付決定者を対象にした連動補助事業であるため、補助金対象者が極端に限られていることから、本事業の継続性の検討や市独自の事業化の検討を行う必要性は大きい。6次産業化には、加工に取り組むための生産設備への投資が必要であることやデザインマーケティング・接客などのためには1次産業と異なる専門性が求められ、専門知識を持った人材を採用するためのコストが必要になる。このような6次産業化の特徴をどのように事業化の中に織り込み補助金事業として役立てていくかが重要で、掛け声がよくても、尻すぼみでは意味がない。</p>		
162			
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>市では、市産農水産品の高付加価値化を図るとともに、農水産事業者の経営の多角化による所得向上や地産地消の一層の推進を図ることを目的に、青森県が実施する「『地域の6次産業化』スタートアップ支援事業」等と連携して、市産農水産品を活用した6次産業化支援として「青森市生産者6次産業化支援事業補助金」を平成28年度に創設しました。</p> <p>以降、令和4年度までの7年間で計14件の6次産業に取り組む生産者等を支援してきたところでしたが、令和4年度に青森県の支援事業が一部廃止となったことで、本市補助金の交付対象者も「農山漁村女性起業育成事業」の交付決定者のみとなり、補助対象者が極端に限定される結果となりました。</p> <p>このことから、市としても、本事業の継続性や新たな事業化の検討など抜本的な見直しを検討していたところでした。</p>		
今後の改善予定等			
<p>令和6年度においては、6次産業化に向けた取組を持続的に発展させ新たな付加価値を創出しようとする生産者や事業者等を支援し、農林水産物の高付加価値化と農水産業者等の所得向上を図る新たな事業として「あおもり産品ブランド価値向上推進事業」を立ち上げ、新商品開発等に要する経費を支援するほか、専門アドバイザーによる講座や相談会の開催などを通じて、意欲的な生産者等の掘り起こしと育成を図ることとしました。</p> <p>これにより「青森市生産者6次産業化支援事業補助金」については、「青森市ふるさと納税進呈品導入支援事業補助金」とあわせて当該新規事業と整理統合を図りました。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項9
担当課	農林水産部農地林務課	浪岡振興部総務課	
項目	合規性について		
	農業基盤改良事業(道路・水路・側溝)		
	委託契約書の記載内容の誤りについて		
指摘事項	<p>測量・設計業務等の委託契約に関しては、「青森市設計業務等委託契約標準約款(令和2年3月27日青森市公告第34号)」に基づき契約手続を行っている。サンプリングで抽出した業務委託契約書も標準約款を基にただし書きを記載して本約款に則することが明記されている(下記参照、業務委託契約書から一部抜粋)。</p> <p>6 標準約款 青森市設計業務等委託契約標準約款(令和2年3月27日青森市公告第34号) ただし、第3A.4B.24A.25(3)(A).34.34の2.35.36.37.37の2.38(3)(B).39.42.45(B)条を除く。</p> <p>上記のただし書きの除外項目に関して、約款の対象箇所を確認したところ、該当する記載箇所が見つからなかった。市に理由を確認したところ、過去から約款が度々更新されているにも関わらず、業務委託契約書の約款箇所のただし書きの箇所については更新を失念したため、誤った記載内容となっていた旨の回答を得た。</p> <p>契約書は契約内容の合意の意思表示であり、契約内容の根幹にかかわるような記載誤りが生じた場合は、契約内容そのものの効力に影響する可能性もあり、慎重に作成をすべき書類である。また契約書のひな形を使用する場合は、変更部分(日付、金額、契約先、期間、ただし書き、特別の付加条件等)に十分注意を払って作成しないと誤り箇所が新規の委託契約書に取り込まれて引き継がれるという重大なリスクを孕んでおり、慎重さと注意喚起を徹底させた事務処理が必要であることを肝に銘じるべきである。そのため複数人による二重チェック体制や、担当外のチェック者を含めたチェック機能の強化を図る等の工夫が必要である。本件の事例である契約書のひな形を使用する場合は、他の契約においても発生している可能性があり、全庁的に注意を払わなければならない。</p>		
掲載ページ	169		
対応	対応方針	個別改善	【改善済】
	<p>指摘事項・意見についての経緯</p> <p>当該委託契約の締結に当たっては、農地林務課からの依頼を受け、契約担当課である浪岡振興部総務課において実施したところ。今回の指摘事項については、誤って青森市工事請負契約標準約款(令和3年3月22日青森市公告第67号)のただし書きの除外項目を記載したことに気が付かないまま、契約締結報告の決裁がなされたことによるものです。</p>		
	<p>今後の改善予定等</p> <p>浪岡振興部総務課において青森市設計業務等委託契約標準約款(令和2年3月27日青森市公告第34号)に基づき担当者が作成しているマニュアルを改訂し、課長及びチーム内で共有したほか、当該マニュアルのみならず約款を適宜参照しながら複数人によるチェックを行うなど、再発防止に向けてチェック体制を強化しました。</p>		

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見24
担当課	農林水産部中央卸売市場管理課		
項目	経済性・効率性について		
	市場運営管理事業		
	一部の業務委託に関する複数年契約の検討について		
意見	<p>本事業に係る業務委託については、20者以上の業者と契約を締結しており、いずれも単年度の契約である。業務委託の主眼である予算の合理的な執行、経費の節減が図られること、事務処理の効率化が図られること、ひいては住民の福祉の増進(サービスの維持、向上)が図られることが達成できるのであれば、一部の業務委託について委託業務内容を精査して複数年契約を検討することも意味のあることである。監査人の私見では、前記(2)委託業務の概要 ⑦場内情報システム保守点検業務委託、⑧案内業務及び清掃業務委託、⑩夜警業務委託等が候補に挙げられるのではないかと考える。</p>		
掲載ページ			
	175		
対応	対応方針	個別改善	改善済
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>「場内情報システム保守業務委託」、「案内業務及び清掃業務委託」、「夜警業務委託」については、これまで会計年度独立の原則(地方自治法第208条第2項)に基づき、単年度契約を行っています。</p> <p>「場内情報システム保守業務委託」は、市と卸売業者との間の取引業務に係る許可・申請、市況報告事務等のオンライン化のため、契約業者が青森市用に開発したシステムの保守点検業務であるため、同社と一者随契を行っています。</p> <p>「案内業務及び清掃業務委託」は、地域の高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図る観点から、(公財)青森市シルバー人材センターとの間で一者随契を行っています。</p> <p>「夜警業務委託」は、令和5年度まで指名競争入札により契約相手方を決定していましたが、令和6年度契約において不成立となったことを受け、検討の結果、高齢者の職業の安定と福祉の増進を図る観点から、(公財)青森市シルバー人材センターとの間で一者随契を行いました。</p>		
今後の改善予定等			
<p>本事業に係る各委託業務について、来年度以降の契約に向けて、長期継続契約を行うことのメリットや効果を調査していきます。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項11
担当課	総務部総務課		
項目	法規性について		
	その他 政策・施策全般について		
	「青森市補助金等の交付に関する規則」の規定内容についての見直し		
指摘事項	<p>監査人が「青森市補助金等の交付に関する規則」について指摘をした項目は以下のとおりである。</p> <p>① 暴力団等の排除規定が記載されていない。 (青森市暴力団排除条例が平成23年12月22日施行されているため、青森市補助金等の交付に関する規則についても条項の追加が必要である。)</p> <p>② モニタリングに関する記載がない。</p> <p>③ 不正受給を想定した宣誓・同意に関する記載がない。(詳細は意見39を参照)</p> <p>④ 立入調査に関する記載がない。</p> <p>⑤ 以下の2つの項目については、別途様式の中で申請者に対して作成が要請されているが、重要な項目のため本文に記載する方がよいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業等の経費配分、経費の使用方法に関する事項 ・交付を受けようとする補助金等の額についての算出基礎に関する事項 		
掲載ページ	81		
対応	対応方針	全庁改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市では、各補助金に共通する手続等の一般的な事項に関して青森市補助金等の交付に関する規則を定め、各補助金の交付対象や交付額等の個別具体的な事項については補助金交付要綱を制定し、適用するという運用をしています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>指摘事項の趣旨を踏まえ、補助金支出事務に当たっては、補助金の種類に応じて、必要な対応をするよう全庁に周知を図ってまいります。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見37
担当課	企画部財政課		
項目	法規性について		
	その他 政策・施策全般について		
	「補助金等に関するガイドライン」の見直しについて		
意見	<p>多くの地方自治体では、補助金の点検について統一的な考え方を示すものがないため補助金支出に関するガイドラインを策定して運用をしている。</p> <p>ガイドライン策定の趣旨は、補助金は行政の補完的な役割を担い、様々な行政分野において施策目的を効率的に実現するための有効な手段ではあるが、その性質上、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、その財源の多くには市民の税金が使われていることから、その必要性や効果について市民への説明責任を果たし、適正かつ透明性の高い執行を行うためである。</p> <p>市の「補助金ガイドライン」に対する総括的な意見は、以下のとおりである。</p> <p>補助金等の内容を深く掘り下げて、問題の本質に対してどのように対処していくのかという点において他市の補助金ガイドラインと比較して物足りなさを感じる。その理由はブラッシュアップが十分に行われていないことに起因していると考察した。</p> <p>補助金ガイドラインは一度作成すれば目的を達成するものではなく、所管課が正しく補助金行政を遂行していくための“道しるべ”として見直しをしていかなければならない。</p> <p>また、補助金等ガイドラインの記載内容が、補助金業務を担う所管課の担当者に対して訴求度が高いことが補助金等ガイドラインの存在価値を認めることになる。項目の絞り方、内容の深掘りを行って「総花的補助金ガイドライン」から「重点的補助金ガイドライン」への脱皮が必須と考える。</p> <p>市は、上述した内容及び他市の事例を斟酌して補助金事業をより公益性・必要性、有効性・効率性、妥当性、公平性が認められるように「補助金等に関するガイドライン」の見直しに着手されることを提案したい。</p>		
掲載ページ			
85			
対応	対応方針	全庁改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市では、平成29年10月に「補助金等に関するガイドライン」を策定し、補助金等の見直しや創設を行う際に適切な判断を行うための指針として活用してきました。</p> <p>当該ガイドラインでは、補助金等の見直しや創設にあたっての基本的な視点として、「公益性・重要性・緊急性・有効性・効率性・適格性・公平性・平等性」を示しており、毎年度、当初予算編成時に「補助金等チェックシート」を作成することで、各視点に対する適合状況を明らかにし、それを踏まえた補助金のあり方を検証しています。</p>		
今後の改善予定等			
他都市の事例等を参考にしながら、「補助金等に関するガイドライン」の見直しを行います。			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見38
担当課	企画部財政課		
項目	法規性について		
	その他 政策・施策全般について		
	「補助金等チェックシート」の見直しについて		
意見	<p>意見37で述べた「補助金見直し等ガイドラインの策定」と並行して、多くの地方自治体では「補助金等見直しチェックシート」を作成して見直しを行い、予算編成と一体的に議論し、次年度予算に反映させている。</p> <p>市においても「補助金ガイドライン」と並行して「補助金等チェックシート」の運用を行っている。</p> <p>しかしながら、監査人が「補助金ガイドライン」、「補助金等チェックシート」について、監査の最終段階において主管課となる総務課や財政課の指摘により、その存在に気づく程度のもので補助金等の個別事業の監査の過程においては認識できなかった。このことは、穿った見方をすれば所管課に対する「補助金ガイドライン」、「補助金等チェックシート」の浸透度や認知度がさほど高くないという証左ではなかろうか。</p> <p>市の「補助金等チェックシート」の問題点について、以下に記載することとする。</p> <p>①基本的な視点の項目 公益性、重要性等、有効性、効率性、適格性、公平性等の項目となっている。これらの項目は「補助金ガイドライン」に掲示されている項目であろうが、重要性等については重要性・緊急性、公平性等については公平性・平等性と記載すべきである。</p> <p>②評価点の記載 評価点はA～Dを選択して記入する方式を採用しているが、記入者側(所管課)の立場からすると該当する項目に○印を付ける方が横並びで判断することができて記入しやすい。</p> <p>③事業効果の検証 重要な項目であるが、項目がないのが残念である。</p>		
掲載ページ	88		
対応	対応方針	全庁改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市では、平成29年10月に「補助金等に関するガイドライン」を策定し、補助金等の見直しや創設を行う際に適切な判断を行うための指針として活用してきました。</p> <p>当該ガイドラインでは、補助金等の見直しや創設にあたっての基本的な視点として、「公益性・重要性・緊急性・有効性・効率性・適格性・公平性・平等性」を示しており、毎年度、当初予算編成時に「補助金等チェックシート」を作成することで、各視点に対する適合状況を明らかにし、それを踏まえた補助金のあり方を検証しています。</p>		
今後の改善予定等			
他都市の事例等を参考にしながら、「補助金等チェックシート」の見直しを行います。			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	意見39
担当課	企画部財政課		
項目	法規性について		
	その他 政策・施策全般について		
	補助金等に関する宣誓書・同意書の入手について		
意見	<p>補助金に係る不正受給の問題について近年多くの事例が報道されている。本報告書においても不正受給の可能性のある事例が報告されており、市として不正受給防止のため厳格な対応措置を講じておかなければならない。このような視点から補助金等に関する宣誓書・同意書の入手を義務付けることを提案したい。</p>		
掲載ページ	92		
対応	対応方針	全庁改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市では、平成29年10月に「補助金等に関するガイドライン」を策定し、補助金等の見直しや創設を行う際に適切な判断を行うための指針として活用してきました。</p> <p>当該ガイドラインでは、補助金等に関する宣誓書・同意書の入手には言及していませんが、「青森市補助金等の交付に関する規則」において、補助金等交付の決定の取消し及び補助金等の返還について規定しています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>補助金等の種類により補助金等交付対象者の性格が異なることから、補助金等に関する宣誓書・同意書の入手を義務付けることまでは難しいと考えますが、今後は、「補助金等ガイドライン」の基本的な視点の一つとして、「補助金等交付対象者の適格性の確認」に関する項目を設けることで、補助金等の不正受給防止策を講じていきます。</p>			

令和5年度包括外部監査「指摘事項・意見」検証シート個票

		No	指摘事項8
担当課	企画部財政課		
項目	有効性について		
	スマート農業普及対策事業		
	補助金事業終了後のモニタリングについて(全庁的課題)		
指摘事項	<p>令和4年度青森市スマート農業チャレンジ事業補助金交付要綱において、補助事業者は補助対象事業が完了した時は、速やかに令和4年度青森市スマート農業チャレンジ事業実績報告書(様式第6号)に関連資料を添えて市長に提出することとされている。本実績報告は補助対象事業終了事業年度のみであり、終了事業年度以降における報告義務は明記されておらず、仮に事業終了後数年で事業廃止等により補助対象資産を売却した場合には、補助金の有効性について疑念が生じることとなる。</p> <p>市は、補助事業者の成果報告会等の場で状況確認ができることや、そもそも事業廃止や補助対象資産の譲渡に関しては、別途補助金交付時に適用される青森市補助金等の交付に関する規則において市長への事前承認制となっており、十分リスク対応が可能であり、また、現段階では青森市スマート農業チャレンジ事業は2年目であり重要な問題点は生じていないとの回答であった</p> <p>補助金事業のモニタリング実施についての所管課の見解は、補助金の交付については、青森市スマート農業チャレンジ事業補助金要綱に定めるもののほか、青森市補助金等の交付に関する規則に則り処理しているため、当該規則にモニタリングの実施に関する規定がないことから、補助金の交付について市で予定している処理に違反しているものではないという認識である。</p> <p>しかしながら、補助金の有効性という視点からみると、単年度のみで有効性を判断するのは危険であり、ある一定期間のもとの有効性の判断が必要である。</p> <p>「第6章 補助金・委託料の全般に関する監査の結果及び意見」で記載した、見直しが必要とされる「青森市補助金等の交付に関する規則」や策定されていない「補助金見直しガイドライン」のもとで本事業のモニタリングの実施について個別事業の問題として指摘しても限界があり、最終的な解決には至らない。補助金に関する全庁的な問題として検討を重ねて補助金のモニタリング実施に関する規則やガイドラインの策定が早急に求められるところである。</p>		
掲載ページ	165		
対応	対応方針	全庁改善	【改善済】
	指摘事項・意見についての経緯		
	<p>本市では、平成29年10月に「補助金等に関するガイドライン」を策定し、補助金等の見直しや創設を行う際に適切な判断を行うための指針として活用してきました。</p> <p>当該ガイドラインでは、補助金等の見直しや創設にあたっての基本的な視点として、「公益性・重要性・緊急性・有効性・効率性・適格性・公平性・平等性」を示しており、毎年度、当初予算編成時に「補助金等チェックシート」を作成することで、各視点に対する適合状況を明らかにし、それを踏まえた補助金のあり方を検証しています。</p>		
今後の改善予定等			
<p>他都市の事例等を参考にしながら、「補助金等に関するガイドライン」及び「補助金等チェックシート」の見直しを行います。</p>			

